

## 令和5年第2回浅川町議会定例会

### 議事日程 (第2号)

令和5年6月9日(金曜日)午前9時開議

#### 日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員 (12名)

1番	富永勉君	2番	菅野朝興君
3番	兼子長一君	4番	会田哲男君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君
7番	渡辺幸雄君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	金成英起君	12番	水野秀一君

#### 欠席議員 (なし)

---

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	小池大介君
教育長	真田秀男君	総務課長	生田目源寿君
企画商工課長	我妻悌君	農政課長	坂本克幸君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	我妻美幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	関根恵美子君
教育課長	高野喜寛君		

---

#### 会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田子広子 主査 遠藤史貴

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎一般質問

○議長（水野秀一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、9人で27項目あります。

一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、田子広子君。

○議会事務局長（田子広子君） 同趣旨扱いを報告いたします。

別紙の一般質問の同趣旨扱いをご覧ください。

質問順2、4番、会田哲男議員の（1）3才未満児の保育料の無料化を早期に実施すべきと、質問順9、10番、角田勝議員の（1）町こども園保育部の保育料を無料にして子育て支援を強めるべきの2項目が同趣旨扱い。

次に、質問順3、6番、岡部宗寿議員の（1）水郡線利用促進についてと、質問順4、8番、須藤浩二議員の（1）水郡線の利活用についての2項目が同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） あらかじめ申し上げます。一般質問は、多くの方から通告されております。昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、特に前置き短く、さらに明瞭かつ簡潔に行い、効率的な議会運営にご協力をいただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1番、富永勉君、(1)観光振興と地域活性化への実現についての質問を許します。

1番、富永勉君。

[1番 富永 勉君起立]

○1番(富永 勉君) それでは、質問させていただきます。

観光振興と地域活性化への実現について質問をします。

本町においては、自然、歴史、文化、伝統、偉人などの誇れるものがあります。

地域資源を最大限に活用し、その強みを結びつけた施策の展開や拠点づくりによる観光振興により、交流人口や関係人口を増加させることは、人口減少の影響を緩和し、地域の活力と潤いのある町づくりへつながると考えることから見解を伺います。

3点伺います。

1つ目は、観光振興に向け増加させる交流人口、関係人口の現状と今後の対策は。

2つ目は、観光地域づくりを町民との協働により組織体制を構築し、その推進する役割を担う観光物産協会を設立する考えについては。

3つ目は、町の交流活性化のために、新たに交流都市か姉妹都市を締結する考えは。

以上、伺います。よろしく申し上げます。

○議長(水野秀一君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) お答えいたします。

1点目につきましては、現在の交流人口は、浅川の花火、吉田富三記念館、即身仏、あやめ園等の観光目的で来町される方、ロードレース大会等に参加される方などとなっております。関係人口は、在京浅川会の会員、ふるさと納税での寄附者等と捉えております。

今後の対策としましては、町主催のイベント、首都圏での物販イベント、移住・定住相談会等でのPRのほか、SNS等での情報発信回数を増やすことにより、交流人口を増加させたいと考えております。

また、ふるさと納税の返礼品の見直し等により寄附者を増加させ、関係人口も増加させたいと考えております。

2点目につきましては、近隣町村を参考に、在り方について、研究してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、関係団体等の様々なご意見をお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(水野秀一君) 1番、富永勉君。

○1番(富永 勉君) 今ほどございましたけれども、1つ目については、前向きな検討をいただくということでありましたけれども、まず1つ目の質問に対して、再質問させていただきたいと思っております。

コロナ禍も収まりつつ、全国的には観光はにぎわいを取り戻しているというふうには思います。しかし、依然として、本町の観光現状はと言えば、目的地とならず、通過する町となっているのが現状かと思っております。

観光振興は、まさに活力と潤いのある町づくりであります。ひいては町民の福祉向上につながる、町の振興には不可欠でございます。

浅川町に誇れるものがございます。しかし、その資源を最大限に生かし、観光振興を図っていくという、こういう取組のためにも、交流人口、関係人口拡大を目指す戦略的な企画、これが必要かと思えます。

様々に取り組むという回答はいただいておりますけれども、本町の交流人口、スポーツ大会や浅川のロードレース、これから行われますけれども、過去最高の1,600人以上が今回集まるということでございます。浅川の花火大会など、多くの人も集まります。

しかし、こちらは一時的な集客人口でございまして、その他観光スポットといえば、城山からの眺望に来られる方が多少、最近は多くなっているということですが、全体としては、観光客は寂しい状況にあります。こういう状況ですと、やっぱり経済的効果も望めないという現状かと思えます。

そして、関係人口でございます。これは、この概念については、交流人口以上、定住人口未満の概念でございます。

先ほどありましたけれども、在京浅川会、恐らく会員100名程度かなというところでございますけれども、ふるさと納税、22年度実績は40名に満たなかったというところでは、非常に少ない状況でございます。

これらのこういった関係人口、非常に少ないわけでございますけれども、他町村、どのように取り組んでいるかといいますと、関係人口を増やすために町のファンクラブ、こういった創設やサポーター制の会員登録、こういったことによって、ふるさと納税等を拡大していくという取組をしっかりとしているわけでございます。こういった取組が必要かと思えます。

直近の新聞、昨日、おとといかと思えますけれども、県内のふるさと納税の実績が出ましたけれども、浅川町は下から4番目でございます。しかし、棚倉町が躍進的な飛躍、伸びたと。いわゆる県内では6位、約3億5,000万の実績でございます。浅川町200万ですから、いかに少ないか、そして、納税者も少ないかと。棚倉町は5,000人から7,000人という人口で、この納税の協力でございます。

これが関係人口になって、分母、まさに浅川町のにぎわいに貢献していただくと。浅川町に何かの縁やつながりで集まっただけ、その層を厚くしていくことこそが、ひいては浅川町の魅力につながり、移住・定住につながっていくかと思えます。人口減少の影響を緩和し、地域の活力につながるわけでございます。

質問です。

もう一度、町の活力を取り戻す、この観光振興として、交流人口、関係人口の拡大を目指す戦略的な施策を実行していく考えについて、町長に今一度お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 答えいたします。

観光振興については、これから、今年度はますます前進していくと思っております。

また、ロードレース、過去最高の1,644名、これを物品販売、そしてまた、この日はPRもしていきたいと思っております。

在京浅川については、今ようやくコロナが落ち着きましたから、今年度からは交流をしていきたいと思っております。

また、ふるさと納税、これは返礼品の見直しをしましたので、今年度は少し頑張っていきたいと思っております。

また、移住・定住、あるいは今後の戦略については、これはやっていかなければならないと思っております。この移住・定住は、私の公約でございますから、これは何が何でもやっていきますので、もし、何かいいアイデアがあれば、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 今ほどについては、しっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2つ目の質問については、他町村の状況を見て検討するということにとどまってしまうけれども、他町村にあつて本町にはないもの、これが観光物産協会でございます。

観光協会は、主に地域観光資源を活用した観光のコンテンツ、いわゆる内容や中身の開発、これに取り組む。いわゆる最大限の観光、いわゆるスポット等をこういったものを磨き上げるとか、リピーターの魅力づくりのために、まさに、行ってみたい、再度行ってみたいというような、そういった観光をつくっていくと。いわゆる目的地というところに取り組んでいくというところでございます。そういった地域づくりを推進する役割を担っているのが観光協会でございます。

浅川町のそれぞれの観光スポットには、保存会、顕彰会などが存在しておりますが、個々の運営事業であり、事業拡大するには、課題、限界がある。横のつながりが無いわけでございます。

このそれぞれの観光の拠点を結びつけ、最大限の浅川町の強みを発揮する施策の展開、拠点づくり、先ほども一部ありましたけれども、イベントの企画等の、まさに、さくら祭りの実施やフォトコンテスト、こういった集客、交流人口拡大を図る、こういった取組が必要であるかと思ひます。いわゆる観光の物語づくりでございます。

城山に来て眺望を見た方が、お土産を買う、食事をする、そしてもう1か所観光地を見る、こういった観光ルートの作成でございます。

まさに浅川町の観光振興は、長年の課題でございます。

原因は、るるあると思ひますが、決して行政主導ではなくて、誇れる浅川町の観光を、愛着心ある町民との協働により取り組むことが大きな意義があると思ひます。まさに、観光を推進することについては、町単独事業を飛び越え、近隣町村との観光の連携、これも大切かと思ひます。

今、問題となつておる本日の一般質問にも、この後上がつております水郡線の活性化、こういった取組も町村との連携というところに、こういった観光協会が一役を担うということも期待できるわけでございます。

そして、いずれ、今現在、地域おこし協力隊はいませんが、将来、近々、受け入れるのであれば、こういった取組に活動が活発化されるわけでございます。

ぜひとも、地域活性化の起爆剤になるのが、この観光協会と私は信じております。設立に向けた、早急なる設立準備委員会の立ち上げをする考えが町長にあるかどうか、こちらについて考えを伺ひます。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 観光物産協会ですか、これからの検討課題だと思つております。

また、観光スポットについては、当然、横のつながりは必要だと思つております。

担当課と様々な今、検討しているところですから、今後、期待していただきたいと思っております。

また、この浅川町にしかない魅力、これを担当課、あるいは関係者に研修、あるいは自分たちでできることを進んで積極的にやっていただきたいと思っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 今やらなければならない課題かと思っておりますので、よろしく願います。

最後に、3つ目の質問について再質問させていただきます。

こちらの交流都市についても、検討するというお答えはいただいておりますけれども、再度、この友好都市、交流都市を締結するということで、文化交流や親善を目的として結びつきを持つ関係のことでありますけれども、まさに文化、スポーツ、青少年の、そして教育の交流と多様性はあります。

例えば、海外との友好となれば、グローバルな交流、青少年の国際感覚を養い、健全育成も図れる。国内との友好となれば、観光の交流をはじめ、文化、スポーツ、あらゆる交流、それぞれが物産品の交流促進にもつながっていく。本町ならば、町の花火のつながり、偉人吉田博士、がんに関係するつながり、町出身の著名人とのつながりからの縁やゆかりからの関係をつながる、こういったところで、幅広く、つながりは広がっていくかと思っております。参考にしていただきたいと思っております。

そこで、ぜひ検討いただきたいのが、他町村でも取り組んでおります防災でつなぐ都市間の交流です。

災害時、相互応援協定を結んで支援し合う体制、避難民の受入れ、物資提供、職員派遣など、災害をきっかけとした文化、スポーツ、教育の相互交流でございます。既に、石川町がこの災害相互応援協定を結んで、締結しているところでございます。

最後の質問とします。

この関係人口の拡大に向けて、町民の福祉向上につながる関係人口の拡大に向けて、特に、被災県として、防災でつなぐ友好都市交流を積極的に進める考え、町長の見解をお聞きしまして終わります。よろしく願います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に、いい質問をありがとうございます。

全く今、1番議員が言っているとおりでございます。本当に、1番議員のとおり、本当にいけば、浅川町、交流人口とか交流都市とか、様々なものは解決すると思っております。

先ほど言ったとおり、担当課と本当に今、やっているところでありまして。今年、一步も二歩も前進しますので、これだけはお約束させていただきたいと思っております。

そしてまた、今度、担当課あるいは関係者と交流人口、交流について、本当に机上でいろいろ話をしていきますので、ぜひ力を貸していただければ、私もさらに前進すると思っておりますので、今後ともよろしく願います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（2）さらなる子育て支援の充実についての質問を許します。

1番、富永勉君。

〔1番 富永 勉君起立〕

○1番（富永 勉君） それでは、2つ目の質問でございます。

さらなる子育て支援の充実について質問します。

国は、異次元の少子化対策として、少子化という最重要課題に取り組む覚悟を持って危機意識を強調しており、今後、少子化に歯止めをかける様々な施策が期待されるところでございます。

本町においても子育て支援として、様々な施策を実行し、子育てしやすい環境整備に向け取り組んでいるところでございますが、今般の深刻な物価高騰の影響により、特に乳児を抱える家庭の育児費用が増大していることから、支援対策についての見解を伺います。

2つ伺います。

1つ目は、乳児の育児期間におけるおむつ、授乳、粉ミルク等でございます、離乳食などの育児用品などの購入費用を助成する考えについては、

2つ目は、国の異次元の政策を踏まえ、今後、町は子育て支援にどのように取り組んでいくのか、お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、昨年度末に、国の事業として、相談支援と経済的支援を伴走型支援として充実させ、安心して出産・子育てできる体制を整備するため、出産・子育て応援ギフトとして、妊娠時に5万円、出産後に5万円、合計10万円の支給を開始したところであります。

しかし、ゼロ歳から2歳までの子育て時期においては、紙おむつ、ミルク等の費用がかかり、経済的負担が大きい時期でもあり、町の子育て世代への支援における切れ目となっているのは確かでございます。

他町村の事業等も参考にし、財源を確保し、この育児時期の切れ目を埋める事業について、今後検討したいと考えております。

2点目につきましては、現在、国の異次元の政策がまだはっきりと見えていない状況ですが、これからの国の子育て支援も含め、様々な政策が明らかになってくるのではないかと考えております。

国において今後どのような政策を実施するかを注視し、それを踏まえて、その切れ目を見つけ、町独自で子育て世代を支援し、さらなる切れ目のない子育て支援をできるような事業があるかどうか、事業内容を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 前向きな回答をありがとうございます。

まさに、少子化、歯止めがかからず、ついに県内においてもゼロ歳児、初めて1万人を割ったというような状況でございます。

本町において、少子化対策は他町村に引けを取らない充実した手当てがされているというところでございます。

しかし、今般の物価高騰、度重なる値上げでございます。まさしく異次元の物価高騰でございます。

そのような中、本町の子育て支援策、まさにゼロ歳から2歳児のこの乳児期における支援は手薄でございま

す。ぜひとも乳児期の負担軽減とする経済的支援は必要と考えております。町長におかれましては、この緊急的、スピードを要する施策であります。ぜひとも危機的意識を持って取り組んでいただきたいと思っております。

既に隣の棚倉町はクーポンの支給実施しております。一月、大体3,000円弱でございますけれども、町内のそういった保護者については、非常にありがたいというような声も聞いております。ぜひとも、先ほど前向きに、積極的に取り組んでいくという答弁がございましたので、ひとつ再度のお願いをして、こちらは回答は結構でございます。

ぜひとも、いま一度、先ほど言った危機的意識での見解を、再度よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 物価高騰にかかわらず、子育て支援は充実しなければなりません。

これは、昨年、一昨年、あるいは5年前、10年前からも、子育て支援をお願いします、お願いしますという議員がたくさんいたじゃないですか。だから、物価高騰だから支援はできないとか、そういうことは私は関係ないと思っています。

本町においては、子育て支援、あるいは教育、一度言ったかもしれませんが、衰退することはないと思っておりますので、ぜひ、何らかのいい支援があったら連絡いただければ、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） ありがとうございます。

最後に、エールを込めての最後の一言、質問させていただきたいと思っております。

まさに子育て支援の重要性というところでの、町長からも一部、今ございました。まさに子どもの健やかな成長、そして、将来の浅川町を担う、そういった育成の基礎を成す未来への、私は投資かと思っております。まさに浅川町地域一体で取り組むべき重要な取組であるかと思っております。

江田町長におかれましては、これまでも少子化対策、子育て支援の取組、まさに肝煎りで、様々な政策を実現してこられました。

今後も、さらなる充実を図り、他町村よりも子育てしやすいと思われるような環境整備に、これまで以上に力を入れ、「子育てするなら浅川町」こういった取組をしていただきたく、本当にエールを込めて、最後の質問とさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順2、4番、会田哲男君、（1）3才未満児の保育料の無料化を早期に実現すべきの質問を許します。

4番、会田哲男君。

〔4番 会田哲男君起立〕

○4番（会田哲男君） 3歳未満児の保育料の無料化を早期に実現すべきについて、お伺い、また提言いたしたいと思っております。

近年の浅川町の子育て支援による環境は、出生祝金、出産子育て応援事業、小・中学校入学祝金、小・中学校通学バス実施、そして令和5年度からの学校給食費無料化、また、令和5年度から3歳未満児の保育料負担

は2分の1から3分の1と、さらなる軽減がなされました。また、育児休暇中の保育の継続等、町議会提言と町執行部の理解等の相乗効果により、より向上しているものと認識しているところでございます。

しかしながら、現在の物価上昇、給料が増えない、実質賃金低下の中、また派遣・契約社員等が3割を占める現状において、子育ての入り口ともいえる3歳未満児の保育料を無料にし、若い子育て世帯へのさらなる負担軽減を図るべきと考えます。

令和4年12月の教育長答弁では、59市町村中13市町村が無料化とのことでありましたが、若者の負担軽減のため、ゼロから3歳未満児の保育無料化への取組、市町村はさらに増えていく状況にあると考えております。

先ほど、1番議員から質問がありましたが、若者の子育て支援、定住支援、町人口の維持と住みたい町、住んでいたい町づくり、そして、町を残していくためにも、つながるものと考えております。早期にゼロから3歳未満児の保育料の無料化を実施すべきと考え、以下について伺います。

1つ目、県内市町村のゼロから3歳未満児の無料化実施市町村の状況はどうか。増えているのか、その辺をお聞きしたいと。

2つ目としまして、現在まで、2分の1、3分の1と軽減してきたが、主な理由は、子育て負担の軽減による若者定住と町活性化と考えております。保育所も幼稚園も、若者の子育ての面からは同じと考えております。幼稚園と同じく早期に無料化すべきと考えます。国のほうも、その方向に向きつつ、動きがあると私は考えております。浅川町としても、先んじて無料化を実施すべきと思っております。

子育ての入り口のゼロから2歳児、先ほど富永議員からもありましたが、子育ての最初です。ぜひ、ゼロから2歳児の保育料無料化、今3分の1になっていますが、さらなる軽減をよろしくお願ひしたいと思ひまして、質問いたします。お願ひします。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順9、10番、角田勝君、（1）町こども園保育部の保育料を無料にして子育て支援を強めるべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） この質問は、今、4番議員さんが、るる質問の趣旨を述べました。

私からくどくど申し上げるべきものではなくて、全く、4番議員の言うとおりであります。

私は、そういう中で、先ほど1番議員からもありましたけれども、「子育てするなら浅川町で」と言われる、こういうキャッチフレーズというんですかね、そういう子育て強化をすべきだということは、もう15年ぐらい前に、我が党が議会の中でも幾度となく、働くのは浅川町だけではやはり企業が足りないというような、そういうことを考えれば、「子育てするなら浅川町で」と、こういう町づくりを進めるべきだと、こう提言しております。

やっぱり住環境を整える、そういうことをこの浅川町は、町づくりの根幹にすべきだということを提言しているわけでありまして。

前置きはこの辺にして、現状の保育料、こういうものについて、どういうふうにならなっているのかということの現状をお伺ひしたいと思います。

一歩前進という、12月の議会での答弁で、4番議員の質問の答弁で、5年からは2分の1から3分の1にす

るという、そういうふうな政策を実施しました。

そのことによって、数字的にはどういう負担が、金額としてなっておるのか、それから、全額の無料、これについては、県内、全国的にもどんどん広がってきているんですね。国も言われるとおり、家庭こども庁という庁をつくって、人口減に対応しなくては日本は大変だという、そういうことがようやく分かったようでありまして、私どもからすれば、遅きに失しているというふうに、国の施策を批判せざるを得ないんでありますが、そういう中で、どんどん広がっている、こういうことを考えたときに、浅川町は無料化を一日も早く実施すべきだと、こう思っているんでありますが、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

初めに、4番、会田議員にお答えいたします。

1点目につきましては、令和4年度の状況となりますが、福島県内59市町村のうち、13市町村で実施しております。近隣市町村では、中島村、平田村、古殿町の3町村が実施しております。

2点目につきましては、令和5年度より、第1子からの保育料を2分の1から3分の1へ負担を軽減し、町としましても現在まで、保育料のみならず、給食費の無料化などを含め、様々な子育て支援の充実を図ってきているところでありますが、町の厳しい財政状況を踏まえすと、無料化につきましては、さらに検討が必要かと考えております。

次に、10番、角田議員にお答えいたします。

1点目につきましては、令和4年度末の保育料負担金となりますが、市町村民税の課税状況により、階層区分として、C1からC4まで4,500円から1万6,000円の負担額となります。C4が494万5,600円、C3が240万3,100円、C2が72万7,100円、計807万5,800円となっており、プラス延長保育利用料が1万9,500円であり、合計809万5,300円となっております。

令和5年度からは、第1子からの保育料負担金を2分の1から3分の1へ負担を軽減しています。

階層区分ごとに標準時間で申し上げますと、月額、C4の1万6,000円が1万600円、C3の1万3,000円が8,600円、C2の9,500円が6,300円、それぞれ軽減しております。

延長保育料と合わせた年間の保育料負担金全体としては533万8,000円を見込んでおり、令和4年度の保育料負担金の額と比較しますと、約270万円の負担軽減を図っているところであります。

2点目につきましては、保育部の給食費につきましては、保育料負担金に含まれており、基本的に給食費としての算定はしていませんが、令和5年度から保育料負担金のさらなる負担軽減をしていることもあり、給食費相当分を含んだ保育料からも一定の負担軽減は図られているものと考えております。

3点目につきましては、4番議員への答弁のとおりでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 負担の軽減は、無料化は今後検討していきたいというような答弁でありました。

ぜひ早急に、私としては取り組んでいただきたいと。

といいますのは、町のこども園の数なんかを見ますと、令和2年には196人いました。それが、現在、令和5年が49%ほど減って95人程度になっております。その変化は、子供を産み育てる環境というのは、町の発展にも大きく関わってくると思っております。これと併せて、人口なんかも、子供が減れば人口も当然減ってきます。人口も約15年間で2割、20%ほど減っております。そんな状況もございますので、ぜひ、無料化を実施していただきたい。

今、教育長から、昨年12月質問したときに13市町村、多分変わってないのかなと思いますけれども、そうした中で、ぜひ浅川町がその13市町村に混ざれるべく取り組んでいただきたいと思っております。

子供の今、数と申し上げましたが、増えない要因としては、働く場所がないとか、あるかと思っております。ただ、先ほど、1番議員からもありましたように、今子育てする若者は、非正規雇用とか、そういう者が3割になっております。

そうした中でございますので、この実状をよく酌み取っていただきまして、ぜひ前向きに、先ほど町長は今後の検討ということでございますが、ぜひ無料化を実施していただきたいと。

前の議会の質問のときに、五十何人、55人ですか、そのうち無料になった人、町民税非課税、あるいは母子世帯等もあるかと思うんですが、51世帯が負担をしていると、保育料を出しているというような状況だったと思っております。そのような状況からしますと、この51、今回もこれは子供です、ゼロ歳児は五十何名でございますけれども、そういうふうな人数でございますので、ぜひ、この負担軽減はできるかと思っております。

また、先走りますと、今後、議案にありますように、議員定数の削減等もございます。これがどういうふうになるか私は分かりませんが、その点も踏まえまして、議員報酬なんかも減る可能性がございます。

ぜひ、その辺を子育てのほうに、特にゼロ歳児無料化のほうに振り向けてやるということも可能かなと思っておりますので、ぜひ前向きに早く検討していただいて、来年度からでも無料化を実施していただければと思います、町長の無料化に対する取組について再度ご質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 無料化は、本当に今後の最大の検討課題かと思っております。

ぜひ、財源等もいろいろ考えて、担当課、あるいは皆さんの声を聞きながら、前進していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） そうですね、町長の認識と、ぜひ最重要課題という考えで捉えていただいて、取組をお願い申し上げ、3回で質問を終わります。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順9、10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長は、公約の中にも、やっぱり子育て支援を広げていくということ、はっきり公約しておりますし、前向きな姿勢で改善されていると、こういうふうに私も受け取っております。

しかし、今、一つの例として、4番議員が、今度の議会で議員の定数が2人減ると、そういう状況ですね、今の状況は、まだ決まったわけではありませんが、もう確定に近いような、そういう状況になってきています。

そういうものも、考えればということは、裏返せば、そういう財源を使って無料化ができるだろうと、そういうふうに4番議員さんは、はっきりは言いませんけれども、そういうことも考えられる。こういうこともあ

りますね。

私どもは、定数削減については反対しています。そして、やはり若者や女性も進出できるような、そういう定数を減らすべきではないという対応でありますけれども、そういうことも、先ほど言ったようなことも一つの、町が厳しい財政、こういうことを考えれば活用できる、そういうものにもなるのではないかと私は思っています。

必要な財源は、そうすると3分の1で、今年のあれで、500万からのあれが出ているわけでありますから、一体、昨年度の所得の申告の状況が変わって、まだ本格的な保育料の計算、こういうものにはきちんとしたものには、まだ確定していないんだと思うんですけれども、一体幾らあれば、今、端的に無料になるんでありますか。お伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 保育料、幾らあれば無料化になるんだということは、それ、今担当課にお話をさせていただきます。

それと、本当に、子育て世帯、保育料無料とか、様々な必要がありますので、本当に、前向きに検討をさせていただきたいと思います。

4番議員に答えたように、教育と福祉は、本当に衰退があってはならないと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

先ほどの町長答弁でもございましたが、保育料の負担金全体としては533万8,000円を見込んでいるというような形の答弁をさせていただいております。

令和4年度の保育料の負担額との比較ということで270万の減という形になりますので、この800万円から、今回の負担軽減に伴って約270万の減、それに伴っての負担金533万8,000円を見込んでいるというような状況でございますので、これから全体を無償化という形を取った場合には、この533万8,000円相当がなくなるという形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） その数字が先ほど出た数字ですよ。

私も、そうだと思うんですけれども、533万8,000円があれば、去年の保育料の例からすれば、無料になると、こういうことですね。これは、やっぱり一つは町長の決断にかかっていると、こういうふうには私は思うんです。

ですから、よいことであれば、きちっと補正予算組んでも、やっぱり今年中にやると、こういうふうな決意をお持ちかどうか、あるいは、財源がというふうなことになりますが、浅中建設は本格的に始まったわけでありますから、これらについて、やはり町民も大変だろうなというふうには心配はしていると思っております。

しかし、そういう中でこそ、こういう施策を推進していくんだと、こういう決意は、ぜひ江田町長はお示しいただきたいと思うんであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど、4番議員にもお答えしたとおりに、前向きに検討させていただきたいと思いません。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 答弁は、検討します、努力しますというふうなことが多いんですけども、前向きに検討するということは、これはもうゼロに向かって、何としてもやっぱり実行していくんだという決意の表れではあると思うんです。

しかし、やっぱり、この隣接の町村から、あるいは、12月の時点で13町村ですから、私は今の段階では5年の予算を可決して6月になってやるという、そういう状況からすれば、もっと増えているのではないのかなと、こういうふうに思うんでありますが、それはさておき、やっぱり今年度はこのまま推移すれば、税の収入や交付金の状況は、昨年よりも向上するとか、伸びるという、こういうことがあれば、今年中にでもやはり取り組む必要があると、こう思うんであります。

ただ、全額ということになりますと、これ、納付との関係で、遅れることはできないんで、実質的には来年の予算に反映するという、そういうことを前向きにというふうに町長は捉えているのかなと、こう思うのでありますが、最後にそのことをお伺いして終わります。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 前向きに検討しますというのは、別に私は悪い言葉ではないと思うんですよ。

○10番（角田 勝君） 悪いとは言っていないよ。

○町長（江田文男君） というのは、検討しなければ、これ、子供の保育料だけを無料にすればいいのかではないんです。

やはり、今、いろんな方々から声が来ているのは、小・中学生のスポーツ関係、あるいは高齢者に対することも、様々な要望が来ております。ですから、そういう大きな意味では、私は財源もありますから検討させてくださいということをおっしゃるので、本当に前進するようにやらせていただきたいと、全ての福祉に関してはやらせていただきたいと思っています。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）さとふる等のサイト・アプリを活用し、ふるさと納税の更なるアピールをの質問を許します。

4番、会田哲男君。

〔4番 会田哲男君起立〕

○4番（会田哲男君） さとふる等のサイト・アプリを活用し、ふるさと納税の更なるアピールをについてご質問いたします。

浅川町のふるさと応援寄附金、ふるさと納税の納税額は、ここ数年200万となっていますが、100万台から300万円以下で推移しているのが現状であります。

ふるさと納税をする人は、市町村のホームページから入り納税する町を選ぶのではなく、返礼品等を選んで寄附する市町村を決める状況にあるものと考えているところです。

全国的に多くの人に浅川町を知ってもらい、そして、ふるさと納税額を増やすためにも、「さとふる」「ふるなび」「ふるさとチョイス」等の支援サイト・アプリを活用し、多くの人目に触れることが必要だと考えます。

様々な支援サイト・アプリがありますが、ぜひこれらを活用したふるさと納税への取組をすべきと思うが、町のこれら支援サイトへの参加、取組の考えを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

本町のふるさと納税につきましては、本町にゆかりのある方々からの寄附が主となっているのが現状であります。

ふるさと納税額を増やすためには、返礼品を魅力的なものにするとともに、ふるさと納税サイト数を増やすことが必要であるかと考えておりますので、サイト数を増やす方向で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） サイトを活用するという答えですね。

分かりました。ぜひお願いしたいと思います。

今朝ほど、NHKでもふるさと納税の件がありました、放送になりましたね。

サイトを活用したことにより倍近くなったという町村もございます。新聞もあります。6月7日の新聞に載っています。これも、掲載するふるさと納税の仲介サイトを1つから4つに増やした結果、寄附が大幅に増えたというような状況もございます。

ですから、ぜひ町を探して、浅川町というのは全国的に名前がまだまだ売れていません。その面からすれば、ぜひそのサイトから町に入ると。「さとふる」等のサイトを開けば、今度は町のホームページに飛ぶと。町の状況が分かるというような状況の形態になっています。

ぜひ、ふるさと浅川町の全国的なPRにもつながるものと思っていますので、ぜひそのサイトの活用をよろしくお願いしたいと思います。

それと併せて、このふるさと納税の返礼品についても、ちょっとお伺いしたいと思います。

私、今度、椅子とかいろいろやったあれがあるんですけども、これを見ますと、大体3万、8万、9万木製椅子と、この上にいくと、30万の尺玉1発というようなことでございますが、私、これ思うんですが、一気に9万から30万に飛んでしまうと。こういう仕組み、この辺もちょっと、もっと検討する必要があるんじゃないかと。なかなか30万を寄附する人は、よほど恵まれた方かなと思っています。

それで、もうちょっと細かくやったらどうかというのの一つです。一気に9万から30万に飛ぶのではなくて、その間に何かを入れると。

それと、もう一つは、見直しをやったと思うんですけども、あとお菓子とか、今度掲載になりました。あと麺なんかもいろいろ、カレーですか、卵セット等あります。今度、見直してやったと思うんですが、私思う

のは、ここに浅川町の農業が入ってないんですね。野菜関係、あるいは野菜、トマト関係ですね。米は入っていますんで。この辺の組合せ、米と野菜を組み合わせるとか、野菜、きゅうりとトマトを組み合わせる、そういうような組合せの返礼品ですか、この辺もぜひ検討してはどうかなど、私は思います。

先ほど、町長から今、サイトを活用するという返答がありました。1つやって、できれば2つか3つくらいやっていただきたいのですが、経費の面、どのぐらいかかるか分かりませんが、このサイトは一応返礼までもやってくれるようなサイトもごございます。返礼品の発送。そういう形もごございますんで、その辺の予算関係、あるいは、活用しての利益という言葉はちょっとあれですけども、幅がどのくらいあるか、その辺の収支ですか、その辺もよく検討していただいて、ぜひ1つと言わず、2つ、3つやっていただければ、予算の面も考慮してやっていただければと。

もう一つは、今申しあげました返礼品の検討を、さらなる検討、浅川町は一応農業が主体ですから、農業の産品を入れていただければと思っております。かつ組合せを考えて検討いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど、サイト数を増やすということは、これは間違いないと思います。

それと、地元の業者が少しでも活性化するために、返礼品の、昨年、一昨年から検討をまいりました。そして、今回は、こういう結果になりましたので、少しの間、様子を見ていきたいと思っております。

また、浅川町農業の野菜ですね、これも本当に地元の農家がもうかる農業のために、これもまた、検討させていただきたいと思っております。

これは、私一人ではなかなかできるものではありませんので、担当課はじめ、農家さん、商工会とも話をし、検討していきたいと思っておりますので、これも一つ大きな課題だと思っております。

とにかく、このふるさと納税に関しては本当に力を入れて、少しでもお金が入ってくるように、今全職員でやっているところであります。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 前向きな答弁と思っています。

私がこの質問をしたのは、実は私の知り合い、神奈川と埼玉の方なんですが、その方から私のところに電話が来たんです。「ふるさとチョイス」を開いたんだけど、浅川町は載ってないと。どういう訳なんだというということで電話が来たんですが。それで私は初めて見たんですが、なるほど載っていませんね。

先ほど、「ふるさとチョイス」等に載っているのは、福島県内では59市町村のうち34市町村も活用しています。そうした中で、浅川町がなかったもんですから、多分電話をよこしたんですけども、やはりその状況を見ても、そのようなサイトから入って来るのが大部分です。

この浅川町も、私の知り合いでは、他町村に寄附している人がいるんですよ。それは、返礼品を目当て、これは言葉が悪いですけど、返礼品を見てやっているという状況がございまして。

ぜひ、このサイトの活用について十分に、前向きに取り組むと、やるということですから、ぜひ、やっていただきたいと、1つでも、2つでも、3つでも、4つでもやっていただきたいということです。

それと、先ほどの農産物の返礼品ですね。これはやはり浅川町の今の農業、米も下がっているような状況で

ございます。昨年は若干上がりますけれども、1,000円程度上がりますけれども、それでも1万二、三千円も  
しないです、1俵が。そんな中でございますので、ぜひ農業支援のためにも、野菜等、米もいろいろあります  
けれども、浅川産漢方資材米、漢方資材米コシヒカリ、ひとめぼれ等ありますが、この辺をもっと検討もでき  
るかなと思っております。米についても、ぜひ、米も合わせ、野菜等への返礼品の取組をぜひ、前々向きにお  
願いしたいと思うんです。よろしく申し上げます。

以上、お答え願いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、ふるさと納税返礼品については、先ほども言っているとおり、今本当に検討して  
いるところであり、今、一步一步前進しているのは、お分かりだと思っておりますので、ぜひ、企画商工課の  
課長も今、やる気出しておりますので、ぜひ企画商工課職員と共に、あるいは全庁職員同様、やらせていただ  
きます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 4回目になってしまいますけれども、ぜひ、その農家の野菜等、これを検討していただ  
きたいと、返礼品として、よろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 前向きにやらせていただきます。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）大草風口前十字路（県道埴泉崎線）の見通し改善工事を強く要望すべきの  
質問を許します。

4番、会田哲男君。

〔4番 会田哲男君起立〕

○4番（会田哲男君） 大草風口前十字路の見通し改善工事を強く要望すべきについて、ご質問申し上げます。

3年6月議会での町長答弁では、畑の地権者の協力が不可欠であるが、改善工事は県とも相談したいとのこ  
とでありました。

現在の状況を見ると、大きな木が茂り、法面も崩れている状況にあり、棚倉仁公儀方面からの直進の際も左  
折の際も、本当に見通しが悪く、いつ重大な事故が起きてもおかしくない状況にあります。最近も事故が起き  
た状況があります。

これら解消のためには、木の全伐採はもとより、法面工事による見通しの改善が必要であります。これらの  
改善のための事業を早急に実施すべく、県に強く要望と働きかけをしていただきたいという思いから、対応を  
伺いたいと思います。

1点目、風口前見通し改善のための県との相談協議の結果はいかがなものか。

2点目、見通しの悪い箇所、危険箇所等の把握、改善等の町の主体的、先見的、予防的な対応が必要と考  
えるが、それへの取組、対応は、どのようにしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1 点目につきましては、道路管理者である石川土木事務所に、法面の改善による見通し確保の相談をしており、当面は法面の樹木伐採と草刈りで見通しの改善を図っていくという回答でありました。

また、町でも、交差点付近の草刈りや、篠の伐採をして管理しているところでもあります。

さらに、町道中里仁公儀線交差点の手前に注意喚起のため、「交差点注意」の路面標示と減速を促し、注意区間であることを知らせるため、カラーのドットラインを施工しました。

なお、根本的な解決には、法面を削ることによる見通しの改善が必要であります。地権者に相談し、了解が得られたことから、今後、県と再協議する予定であります。

2 点目につきましては、見通しの悪い箇所、危険箇所の把握については、道路パトロールの結果を踏まえた適正管理や町民からの意見、行政区からの要望を踏まえ、改善を図っているところでもあります。

先見的、予防的な対応については、通学路合同点検の結果に基づき、予防型の安全対策を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4 番、会田哲男君。

○4 番（会田哲男君） そうですね。一言、感謝を申し上げなければならないと思っているんですが、私、この一般質問を出した後すぐに、5月22、23日か、24日頃ですか、このように交差点中、十字路のところですね、「交差点注意」とか、あるいは凸凹のパンク工事というんですか、これをやっていただきました。これは、町の対応として心より感謝を申し上げたいと思います。これで町道側からの危険は多少、今まで以上に改善をされるかと思えます。

ただ、棚倉側から来る、仁公儀方面から来る見通しについては、伐採しても、出ている部分、カーブに出ている分、法面、これが出せそみたいになっていて、本当に停止線よりずっと前に来ないと見えないと。左側が見えないというような状況がございまして。

そんな面からも、これは県の仕事にはなると思うんですが、あの土手のところの地権者、三、四人いるかと思うんですが、その辺のほう、県のほうから、あるいは町も一緒でなるかと思うんですが、ぜひ強く地権者の了解を得て、かつ、法面工事、本当に見通しよく、左側から見て本当に停止線より3メートルも出なくちゃ左が見えないような、あるいは見ているうちに右側から来ると、大草方面から来るとというような状況がございまして。

最近も事故が起きました。そのような状況にございまして、ぜひ県のほうに、法面工事、立ち木伐採は、これは当然でございまして、根本的な解決として、法面工事をぜひやっていただきたいと。あの土手を取っ払っていただきたいと、見えない部分。これ、大変申し訳ないですが、町のほうから強く県のほうに要望していただきたいと。地権者交渉に当たっては町も一緒になって進めていただければと。地権者の方も危険ということはお分かっておりますので、多分そんなには反対はないのかなと私は思っておりますので、ぜひその法面工事をして抜本的な解決を図るといような取組を強くお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほどお話したとおり、法面は地権者から了解が得られましたので、私のほうから土

木事務所のほうには強く言っていきたいと思っております。もう少し、お待ちいただきたいと思えます。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 地権者の了解はもらったんですか。

私、聞き流しましたけれども。

そうですか、大変すみません。

よかったです、ありがとうございます。

ぜひ強く県のほうに要望してください。よろしく願います。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順3、6番、岡部宗寿君、（1）水郡線利用促進についての質問を許します。

6番、岡部宗寿君。

〔6番 岡部宗寿君起立〕

○6番（岡部宗寿君） これは、水郡線存続の話でもあります。

水郡線利用促進についてを質問します。

全国の地方鉄道は、人口減少に加えて、今般の新型コロナの感染拡大で利用客が落ち込んで、多くの路線で赤字が続き、存続が危ぶまれております。

国土交通省で、今年2月、有識者でつくる検討会を設置して、地方鉄道の在り方について議論を続けてきて、25日、提言をまとめたとのことです。

それによりますと、JRの地方路線の場合、1キロ当たり1日平均何人を運んだかを示す輸送密度が1,000人未満を存続協議の目安に、一定の条件の下、国が中心となり、沿線の自治体、鉄道事業者などで新たな協議会をつくるべきとしています。

JR東日本の公表資料によりますと、水郡線は2019年ですから4年前ですね、路線全体の輸送密度は1,558人とはなっています。その中で、区間ごとでは、茨城県、始発です、水戸駅から常陸大宮間は5,157人、上菅谷と常陸太田間が2,540人、日立大子と埴間、これ埴間になると、もう福島県に入りますが、一気に152人。埴郡山間は952人となっているそうです。ざっくりばらんに言えば、大宮より北、この福島県に限っては、1,000人未満になっているということです。

ところが、これは、この質問を書いているときなんですね、ちょうど。今朝、新聞に出ていました。1,000人以上も対象。そして、4,002万の駅も対象にすると国交省で、今朝、新聞に出ています。完全に水郡線はもう入ってしまうのが現状です。

これらを踏まえ、3点ほど、町長、伺います。

1点、少子化でますます乗客が減少しているが、町では何か対策はあるのか伺います。

2つ目、以前、お座敷列車、浅川でやったと思いますが、東京辺りに行って、みんなで歌を聞いたりした時代があったと私は聞いております。また、こういう今後、利用促進につながる事業として考えるべきと思いますが、伺います。

3点目は、今、上のほうでの説明もありましたJR東日本で東北復興ツーリズム、以前にも、これ質問しましたが、促進ネットワークという仮称なんです、設立してるわけです。県とJR水郡線沿線の市町村で構成する水郡線活性化対策協議会が今年、ワーキンググループを設置するとのことでしたが、我が町では参加はあ

るのか、この3点をお伺いします。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順4、8番、須藤浩二君、（1）水郡線の利活用についての質問を許します。  
8番、須藤浩二君。

〔8番 須藤浩二君起立〕

○8番（須藤浩二君） 端的に質問申し上げます。

水郡線の利活用について。

浅川町唯一の公共交通機関である水郡線の存続と活性化について、以下3点ほどお伺いいたします。

1点目、現在、高校生の通学補助を行っていますが、水郡線を利用して通学している大学生や専門学校生にも補助をすべきと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

2点目、水郡線の利用促進を目的とする全町民対象の利用補助をつくるべきと思いますが、町の考えはいかがですか。

3点目、町としては、今後、水郡線の存続と利活用促進をどのように取り組んでいくのか、以上3点をお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、6番、岡部議員にお答えいたします。

1点目につきましては、このほど、JR東日本において公表された利用の少ない線区に基づき、水郡線活性化対策協議会での議論も踏まえながら、町民の方々にはいかに水郡線を利用していただくか、担当課である総務課と検討しているところであります。

2点目につきましては、JR東日本と協議したいと考えております。

お座敷列車に問わず、JRではトロッコ列車等もあると聞いております。コロナ禍も落ち着きましたので、関係機関と連携し、今後、実現可能なものを検討させていただきたいと思っております。

3点目につきましては、我が町も水郡線活性化対策協議会の会員であるので、当然参加いたします。

なお、参加者については、総務課の担当職員を考えております。

次に、8番、須藤議員にお答えいたします。

1点目につきましては、現時点では考えておりません。

2点目につきましては、現時点で考えておりませんが、水郡線活性化対策協議会での議論や沿線自治体の取組を注視してまいります。

3点目につきましては、高齢者や学生の移動手段としてなくてはならない存在なので、今ほど、岡部議員にも答弁しましたとおり、現在、検討しているところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 1番の質問ですね、検討するというところで。

我が町の駅から降りたときの話なんですけど、交通事情はどうなっているのか。

水郡線というのは、実質、駅から降りてどこかに行こうとするのは、ちょっと難しいです。実際、どこに行っても、まず、バスがない。交通機関が何時何分になっているのが、なかなか分からない。だから、行き場所

も決めようがないというので、各自、車で行くのが筋だというふうに言われています。

そこで、我が町の交通事情はどうでしょうか。

駅からまず降りると、バスは1本も通ってはおりません。タクシーもたまに止まっています。初めて我が町に来た人は、どうしたらいいのか悩むのは当然です。

今のこういう時代ですから、スマホを持っている人ならば、ナビで小貫の宥貞さんに行きたいというなら、スマホでは歩いて行くには行けます。遠いです。でも、それを持っていないお年寄りの方は、浅川に来ても聞くところもない、何もないと言われれば本当にそのとおりのようですが、無理だと思います。自家用車でやっばり来て、目的に行くしかないのがとても残念だと思います。

これから町の観光を第一と、もし考えるのならば、町長、こういう方法があるらしいです。

これは、茨城県大子町長の高梨哲彦さんという人が紹介しているらしいんですが、サイクルトレインというのがあるらしいです。これは、土日祝日を利用して、水郡線に自転車を取り入れて行ける。ただ、残念ながら、浅川町はまだ指定が入ってないんです。これは、浅川町は指定にしてくださいとJRに行けば、きっとやってくれると思うんですが、これは石川、棚倉、埴しかない。これをまず、職員の方にもここに無理に置いて、こういったもので、浅川町を今も、とにかく観光はあるんだから、これを利用するには、まずそういったものが指定してやってもらえれば、町長、これは町の観光につながると思うんですが、まず、町長その辺いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） このサイクルトレイン、確かに浅川町は止まりません。

それで、先月、石川町の役場の3階で、JR関係者、あるいは水郡線の関係者と懇談会を持ちました。

そのとき、ぜひ浅川町にもサイクルトレインが止まれるようにしていただきたいと。そして、また玉川村の課長さんも泉郷に止まれるようにしていただきたいということで、本町と玉川村で要望させていただきました。

それで、答えがすぐ出ませんでしたので、これは上のほうに持って帰り検討させていただきますということをお答えいただきましたので、やはり、そういうサイクルトレインとか、自転車でも乗れるような、やはりそういうところにも顔を突っ込んでおかないと、絶対に水郡線は衰退してしまいますので、今、様々な本当に検討をしているところであります。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） これは流れの中で、きっとやったんだろうと思います。

これは、もうぜひに、これをやってもらいべきです。

1点目は分かりました。

今度は2点目です。

今、町長が言いましたけれども、お座敷列車というのが一つなんですけど、もし、前みたいに「町民号」とか何とかという名前で行ったような気がするんですが、復活できるのであれば、これはいいかなと。

そのかわり、浅川町だけでやったんでは、1年に1回しかないじゃないですか。やっぱりこれを市町村別、郡山市、須賀川市、石川郡5町村、東白川郡4町村、これを持ち回りでもしやったら、月に1回ぐらいずつになるわけじゃないですか。分かりますか、町長。持ち回り、そうすると観光列車として、そのほかに町長が言

ったお座敷列車だのを使って、例えば、じゃ、浅川町で、よそに逆に来てもらうには、我々も郡山に、じゃ行くとかとか、逆に郡山の人に浅川に来てもらうとか。物々交換ではないんですけども、行ってこい政策です。そういうことをやれば、観光にもつながるわけじゃないですか。それは検討すべきだと思います。

あと、町長、これは本当は難しいかなと思うんですが、実は、町長の同級生だったJRに勤めていた私の先輩がいるんですが、この人とも、二、三十年前に話をしたことがあるんですが、実は水郡線の存続をかけるのであれば、水郡線が通る市町村で提案して、究極のSLを走らせるのはどうですかという、こういう話をその亡くなった先輩と二、三十年前に話したことがあります。

これは、本当にすばらしい事業なんです。その先輩に、どうしたらいいんだろう、まずJRの人に聞いてみました。ところが、これには一つ問題があると。例えば、水戸から水郡線を引っ張って郡山に行ったときに、残念だけれども、回転場がない。分かりますか、電車がディーゼルでしたならば前と後ろが交代で、行って来いができるんですが、SLの場合は正面向きじゃないですか、これを行ったら回転して戻ってこなくちゃならない。これがないと、残念だけれどもできないんだという話、本当にこれ、二、三十年前の話、そういう話しをしていたんですね。

そのときに、その先輩としたのは、回転場を造ればいいじゃないかと言ったら、結構な費用がかかるらしい。ただ、今、水郡線を、乗る人が少なくて存続の危機にあるときに、SLやるのにJRで回転場を造って流してくださいと、これをどうするかが、これからの課題なんじゃないかと思うんです。

もし、これが解決できれば、町長、JR始まって以来というか、ここ私、全然ほとんど覚えはないんですが、ここ水郡線は、走っていたことがあるという話なんです、私はちょっとないんですが、それはあれです。

もし、これがJR、今、いつか話をしたというときに、そういった今度会議がたくさんあると思いますんで、そのときに、町長、ぜひその水郡線を走らせる。これ、確かに、何回走らせるかと、これからいろんな協議も、走らせる、仮定での話なんです、それはなかなか難しいかもしれないんですが、何回走らせるか。

それと、もし、万が一、町長、これ、最低でも年4回、春夏秋冬で走ってもらったときに、この水郡線のどれだけの活性化、経済的な効果ですかね。

鉄道というのは、今はやりで、乗る人のための乗り鉄というのがあって、写真を撮る人は撮り鉄というのがあるらしいです。そのほかに、何か、何鉄という、何でも鉄道にくっつけたいわけがあるらしいですが、こういうものを利用して、そこで例えば、あそこ、もし水郡線通ったら、写真コンテストというのですか、そういうもの、吉田富三記念館で写真コンテストをやって、そういったもので、今度吉田富三記念館に人を集められるわけじゃないですか。その上、町に来る人が増えるじゃないですか。

そして、浅川には、何がいいかという、鉄橋もあるんです。やっぱり、いろんな文献を見ると、鉄橋のある町が、行きたいというところに入っているんです。浅川には、グランドのところと、里白石もあるじゃないですか。これを利用した写真コンテストやって、吉田富三記念館でやれば、人が集まる。そういうことなんです、町長、SLを走らせるという案は、いかがですか、どうですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、最初お話しした「町民号」、町民号は、私が町長に就任してから、これは水戸支社で何回もお話ししております。

なかなか今、難しいんでございますが、これ今、広域連携を組んで、今、水郡線で広域連携で、各町村でそういうお座敷列車、町民号を使いましょうという、今、お話が進んでおります。

あと、SLの回転場は、この近辺では大子町にしかありません。この大子町でも、ほとんど使っておりません。そして、このSLを走らせるのには、多額な金額がかかります。我が浅川町一町村では、太刀打ちできませんので、これもやはり水郡線を使っている広域連携が必要だと思っております。今、そういう様々な大きな夢を、水郡線の活性化のためにお話をしているところであります。

なお、補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足説明いたします。

2点ほど、今ございました、答弁させていただきます。

1点目ですが、先ほど来、議論になっております町民号ですが、こちらにつきましては、今ほど町長が答弁したとおり、確かに解決といえますか、町民号を実施するまでにはハードルは高いと思われま

実は、2年前なんです、私が公民館長の際に、鉄道利用水郡線の活性化をお願いしたいということで、水戸支社から所長さんとお越しいただきました。

私どもとしましては、目先のことで、公民館事業であります高齢者の方のみそ汁大学と子供たちのチャレンジ少年教室、こちらを郊外教育としまして、それぞれ大子町の袋田の滝に行ってきました。

このときに、それぞれ約30人ずつ引率していったわけなんですけれども、高齢者の方にしろ、子供さんにしろ、水郡線に乗るのは、高齢者の方は「いや、何十年ぶりだろう」、袋田の滝もそうなんですけれども、なかなか乗る機会がないと。子供たちは、駅に集合して、30人位いたんですけれども、「水郡線に乗るのが初めての人、手を挙げて」と言ったら、半分は手を挙げたんですね。そもそも子供さんも乗っていないと。もう、親と一緒に車で買物、お出かけするというので、今回、公民館では継続でこの事業は進めております。その集約が町民号かと思われま

先ほど町長が答弁しました沿線、郡山から矢祭までは11市町村でございます。その協議会が水郡線活性化対策協議会、この名前で石川町役場が事務局をしております。町長は総会に出席しましたが、私は課長なので幹事会に出席しました。

サイクルトレインは、いの一に申出をしてきました。なぜ浅川が入ってないのかということで、私もちょっと気づかなかったんですけれども、4月以降、来ましたらば、そのような話だったので、これは強い申入れをしてあります。今は返事待ちとなっております。

あと、2点目なんです、その記念式典、ご存じかと思うんですが、水郡線につきましては、昭和9年12月が全線開通となっております。今年89年目です。来年90周年のちょうど、アニバーサリーとなっております。

この際に、私どもで考えていますのは、ぜひ事務局の石川町役場に申出をしまして、90周年の何らかのイベントをするべきではないかということも言っておりますので、これ、水郡線の活性化協議会とJR水戸支社の協議の結果となりますけれども、何らかのイベントはしなければいけないと、こちらとしても考えております。

答弁につきましては、以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 少しずつでも、町長、前に進んでいる答弁、ありがとうございます。

確かに、昭和9年、私の亡くなった親父の生まれた時代だったものですから覚えています。89年。

来年90周年、町長、SLは走らせるしかないじゃないですか、やっぱり。1回でもやれば、あとこれもなるようになっちゃうと思うんで。もし、その協議会の中で、町長、やっぱり、これ、今十何市町村あるんですから、これでみんなで出し合って回転場造っぺぐらいのことを言えば。亡くなった町長の同級生がそれだけ言ってました。回転場があれば何でもないと。ないからできないんだというわけ。でも、たしか会津方面はSL走ってますよね。これを町長何とか、やってください。

じゃ、3つ目の質問にいきます。

東北復興ツーリズムを、鉄道を生かした観光復興事業ということで、前にも私質問しています。

我々の観光、水郡線を使って利用することができないかということも1回質問しました。

これから、JR水郡線沿線周辺市町村で構成する、今、町長が言った水郡線活性化対策協議会ですか、これ設置してやっていると思います。

当然、我が町も参加するというので、参加しました。これは、観光課かなと思ったんですが、総務課で行くということで、行ってきたと。町長も行ってきたということで、これ、OKです。

あと、町長が先月、新聞に頭だけちょっと出ていたんですが、古殿町長の隣に。28日、福島市で開かれた「鉄道と生きるシンポジウム」の中で、生活に欠かせない鉄道の重要さ、観光などの沿線を生かした利用促進を今後、どうするのか、このようなシンポジウムに出席され、多くの人たちの意見などを聞かれたと思います。

町長として出席されて、まずどういうふうにしたのか、また、これからの水郡線をどのように活性化されるのかなど、町長が出席されたこのシンポジウムで得られたことなどを具体的にお聞かせください。お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、水郡線の思いは、人一倍あると自負しております。

というのは、私は何が何でも水郡線だけは廃線してほしくないと思っておりますので、本当に水戸支社等に物すごく要望しております。

確かに、利用が少ないから廃止するというのは、これは無責任です。我々みたいな小さな町村は、水郡線がなかったらどうするんですか。バスもないんですよ。そうすると、困るのは、私たち町民、そして弱者だと思っております。

党が水郡線をなくしては駄目だと、今、国でもやっております。私も相乗りしてやらせておりますので、何が何でも水郡線だけは守りたいと思っております。

それと、この前、郡山に行ってきたら、8番議員もおりました。やはり、そういう議員一人一人が水郡線をなくさないためにも、やはりそういう講習とか、様々なところに行って講習を聞いて、意見を言ってくれるのも一つかなと思っておりますので、とにかく、皆さんで水郡線のために一生懸命頑張っていっていただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 最後になるとは思いますが、町長、これだけは心に思っていてください。

今言うことが、もう最高の話です。

これから、町長、各自治体の長とか、そういう課長とかが、きっとこの辺は水戸支局が何でも受付になっていると思います。我々のそういった思いとか、そういうものを受けるのは、全部その水戸支局であると思います。

そのときに、陳情とかに行かれると思いますが、間違っても公用車では行かないでください。前に、これ、私の先輩に言われたことがあります。各町村長の偉い人らは、堂々と水戸支局に来て思いを語ったらしいです。ぜひ、うちのとか、こうやって水郡線はこうやったら何とかと、存続してくれと。そして、たまたまその支局の偉い人が一言聞いたらしいです。「すみません、あなた方は、今日私がここに来たのは、何で来られましたか」と言ったときに、「うん、公用車で来た」、「じゃ、話は終わりですね」と。そういうことなんです、町長。私が言ったことは、これが一番肝心なんです。

これを水郡線で行って、各自治体、「何言ってるんだ、水郡線で来たんだ」と「水郡線に乗らなかったら、誰が乗るんだ」ぐらいの、大体、これだと思いますね。その辺を各自治体のトップで、JRの方に意気込みを見せてやってください。

そして、対策会議などの話合いに、最後に私が言ったJRに行くときには、水郡線にぜひSLを走らせる、そういった話をしてやってください。

以上で、私の質問は終わりますが、答えはどうぞ。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、先ほど水郡線で人一倍の思いがあると言ったのは、やはり、利用者、水郡線を利用しているのは、私が一番多いと思います。皆さん、何度か私を見たと思っています。私は孫を連れて、水郡線を利用しております。

やはり、利用しなければ駄目だということ。そういうことで、公民館もチャレンジ少年教室からみそ汁大学まで、こうして小さなお金であります、使っております。

そして、公用車を使うなどと言いますが、これは水戸支社のほうから、電話すれば支社長が必ず私のところに喜んで来ますよ。ですから、お話をするときは、必ず、町長室でお話をしていきたいと思います。

もしよければ、水郡線を使って皆さんで水戸支社に行きますか。

○6番（岡部宗寿君） いいですよ。

○町長（江田文男君） 私、本当に皆さんがまとまれば、行ってもいいと思っておりますから。

とにかく、SLの件もそうでありますが、各町村といろいろ広域連携を組んで、水郡線活性化のためにも頑張っていきたいと思っています。

○6番（岡部宗寿君） ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） 次に、8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 今、6番議員のほうで、いろいろ問いをしていたので、大体分かりました。

町長も水戸支社のほうに何回か行っていたと。

最後の6番議員の言葉ではないですが、ぜひ、行くときは水郡線で、公用車は使わずに、やはりそれは、もう大事なことだと思います。

それで、さつき町長、郡山と言いましたけれども、福島で行われました「鉄道と生きるシンポジウム」、斉藤鉄夫国交大臣が来られて、内堀県知事との対談とか、あとシンポジウム、とても意義のある内容だったと、私も思っております。できれば、多くの方に参加して、もっともっと鉄道を身近に感じる人になっていただければと思う内容でございました。

そこで、まず、1点目に質問しました大学生や専門学校生の利用補助もぜひとも検討していただきたい。これは保護者からの要望でもあります。結構、日大や郡山女子大付属、大学ですね、あと駅の東側にあります専門学校などに浅川から、結構な人数、通学しております。その方々にも、高校生と同じ内容で結構ですので、利用補助のほうを考えていただければと思っております。

あと、2番目の全町民対象の利用補助というのは、これは町民の方からなんですが、郡山に行くのが大体メインなんです。高齢者の方は病院に行く、あと、働く世代の方だと、郡山で何か会議があると。そして、若者たち、中学生、高校生、一番ファッションにうるさい世代でございます。浅川町でそのような服を買えるところがないということで、どうしても、週末になると子供たちでこぞって郡山にショッピングに行く。

そういう人たちに対して、月1回でいいです。月1回の利用に対して半額の補助。郡山までの運賃は、町長は乗っているというから分かると思います。860円なんです、大人の方で。860円。往復だとその倍ですから、片道の補助という、月1回一人860円。年間にしても1万円ぐらいの補助ですよ。それを月1回。できればそういう全町民を対象とした利用補助をつくることによって、JRに対して、うちはこれだけやっているよと、みんなに水郡線に乗ってほしいから、これだけうちの町は予算を取って利用推進を図っているよという、そういうアピールをするべきじゃないか。何もしないで、利用促進、利用促進と口だけで言うんじゃないかと、そのような施策を実行することによって、JR側でも様々な検討のテーブルにのってくるのではないかと、私はこう思います。

あと、ぜひ、3番目の中での利用促進の中で行ってほしいのは、全町民に対して、浅川町が唯一の有人の駅であると。切符を売る駅であると。南は大子、北は安積永盛の間で、有人で切符を販売しているのは、唯一浅川町だけなんです。

私も、病院の通院で東京に月1回行きます。切符は浅川駅で買っております。新幹線の切符を浅川駅で買えるんです。そういうのを、もっともっと町の広報紙などでアピールをして、浅川町の切符の販売を促進していただきたい。そうすれば、JR側でも、「いや、浅川さん、頑張っていますね」という話になるのではないかと思います、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 水郡線の利用促進、私はこれ、3年前からずっと力を入れておりまして、当然、第一歩として、ご存じのとおり、先ほどお話ししたとおりに、みそ汁大学、チャレンジ少年教室のあれで使っております。本当に微々たるものではあります、とにかくその利用促進では、今いろいろ手を広げているところであります。

それで、大学生や専門学生、さすがの私もこれは気がつきませんでした。これは本当に大きな検討課題だと思っておりますので、ぜひ前進できるように頑張っていきたいと思っております。

あと、水郡線の利用促進の月1回の2分の1の補助、これも本当に、まだ検討課題になりますが、担当課、

あるいは様々な方々と検討していきたいと思っております。

また、水郡線の利用促進は、担当課に答弁いたさせたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

利用促進につきましては、町長が一番最初の答弁の中でも答弁してありますとおり、これから、先ほど言いました水郡線活性化対策協議会の沿線11市町村で構成しますこの協議会のワーキングチームを立ち上げます。

昨年度、令和4年度は、2月に茨城県側は既に行っております。令和5年は、今度は福島県側のワーキングチームが発足いたします。その中で、いろいろ若手職員がメインで議論をし合い、水郡線をどのように活性化するか、利用促進するかという議論がなされるかと考えております。

町においても、今回、なぜ水郡線がクローズアップされたかといいますと、地方新聞紙にシリーズで、赤字路線のところをシリーズで連載されたものですから、水郡線も該当になったわけなんですけれども、我々の立場からすれば、水郡線を利用してくださいと言うのは簡単なんです、じゃ、実際どうなんだという話になります。

役場全体としまして、役場は、実は正職員でつくる職員互助会があります。そちらで、今年の夏、第1弾で自ら水郡線でどこかに行きましょうという企画を既にしてあります。正規職員約70人、特別職含めて74人おりますので、今年の夏に、第1弾を実行する予定としております。

自らで、意思表示といいますか、PRしまして、アピールしまして、それをだんだん町民の方に浸透していけばいいのかなと思っております。

ワーキングチームができましたならば、具体的なことは、また改めて提示したいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 町長が1番の問いには再検討ということで、力強い答弁をいただきました。ありがとうございます。

ぜひとも、高校生並みと同じでいいです。補助してやってください。よろしくお願いいたします。

あと、全町民を対象とする補助については、今後、私も案を持っていますので、ぜひ聞いていただきたいなと思っております。

3点目の存続に関しましては、水郡線の活性化対策協議会、ワーキンググループでもんでいくということですが、それは非常に大事なことであります。その担当になる方にも、もう週末たびぐらいに水郡線に乗っていただいて、水郡線というものはどういうものかというものをまず肌で感じてもらう必要があるのかなと思います。

私は、本当に鉄道が大好きで、私の次男坊が鎌倉にいます。鎌倉に行くとき、水郡線で行きます。水郡線で水戸に出て、水戸から常磐線、常磐線から東海道本線で行きます。やはり楽しいんですよね、電車に乗る、汽車に乗るということは。

6番議員も言いましたが、SL、今すごい盛り上がりしております。5月に大井川鉄道に行って、トーマス号を見てきました。孫を乗せるためになんですが、すごい人数です。前売り券が完売という状況でございました。

一時のはやりではないとは思いますが、数年、10年ぐらいやっているイベントですので、やはり鉄道には、すごい魅力があるものだと私は思っております。ですから、鉄道をなくさないように、今後も一生懸命、活動していただきたい。

あと、有人駅のアピールも併せて、その浅川駅が切符が買えるというのを広報紙に載せて、多くの町民の方が浅川駅で切符を購入してもらえるような、宣伝をしていただければと思います。

いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 全く、そのとおりでございます。

それで、私、今、駅の中にチラシとか、広報紙とか、議会だよりとか、連絡すれば置けるようになっておりますので、本当にそれも第一歩だと思っておりますので、本当に今言ったとおり、皆さんで力を合わせなくてはいけませんので、やっていきましょう。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、（2）県道塙、泉崎線の道路拡張についての質問を許します。

6番、岡部宗寿君。

〔6番 岡部宗寿君起立〕

○6番（岡部宗寿君） 以前にも、この質問はしておりますが、再度質問させていただきます。

県道塙泉崎線の道路拡張についてをお伺いします。

今回の質問は、令和2年12月議会でも質問しております。

滝輪区よりの陳情も何十年にもわたりしております。大草区よりは、バイパスの陳情、図面つきで出しております。

そこで、おととの11月2日に、町長をはじめ建設水道課長ら3人みんなで県庁のほうへ陳情へ行ったと思います。県の土木部長、次長2人、政策監、技監5人と会って、今回の滝輪区、大草区の陳情の話をしてきました。

普通は、陳情は1件5分くらいとのことでしたが、20分以上話をして、要望してきました。

それで、その話は、検討するという話をしてきました。その話の後、県議会議長室を訪れたんですが、議長はたしかいなかったと思って、棚倉の宮川県議だと思いましたが、会って話をした。「ぜひ、やりましょう」と、たしか、そういう話だったと思います。

それが終わりました、町長らと郡山の県中建設事務所で、所長、企画調査課長と面談をしました。県道の話と、そのときに殿川の遊歩道の話もしてきました。そのときに、畑田川にぜひ、町長の話だったのですが、橋を架けてくれれば一つの遊歩道になって、長い距離を歩けるんだという話をしてきました。

そうしたら、そのときに、県のほうでは、「健康増進につながりますので、前向きに考えていきます」との答えでした。

そして、次の年の6月に質問したときに、町長は、「町として正式な町要望として県へ出します」とのことでした。

その後の状況は、いかがだったのか、それを踏まえ、1点だけ伺います。

大草地区のバイパスの件と滝輪地区の日渡橋の架け替えの件で県に陳情に行きましたが、その後、この件の進捗状況を伺います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

県道塙泉崎線の大草地区バイパス化及び滝輪地区日渡橋の橋梁新設については、令和3年11月2日に福島県及び福島県議会に対し、要望を行いました。

その後、令和4年8月には、県中建設事務所に重点事項として要望を行っておりますが、残念ながら、現在のところ、事業化されたというお話は何っておりません。

今年度も、7月に重点事項として再要望する予定となっております。引き続き、事業化に向け、粘り強く要望活動を行ってまいりたいと思います。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） まだ、そういった紙にも載ってこない話なんですけど、これは要望するしかないと思っています。

そこで、我が町も今年9月、町議会選挙があります。それと、県議会も10月にたしかあると思います。

この塙泉崎線の両側には、県議会の議長とそれと予算委員長も両側にいらっしゃいます。その狭間に浅川町が立っております。

今の内と言っては何ですが、ぜひ、このお二人が県政で現在、議長、予算委員長とかをやっているときに限って、町長、要望とか陳情をやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それと、この際、国会議員にも陳情も必要かと思うんですが、一度検討すべきだと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほどお話したとおり、今年の7月に県との懇談会がありますので、重点事項として、本当に強く要望していきたいと思っております。

また、国のほうには、当然いろいろな要請、要望がありますから、そのときにも言ってきたいと思っております。

とにかく、私ができる限り、足を使って様々な要望をしていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 町長に私たちも頼るしかないなので、ぜひ前向きに、町長、本当に足2本あるんですから、少し歩いて頑張ってやってください。

私の質問はこれで終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○町長（江田文男君） はい。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順4、8番、須藤浩二君、（2）町道と防犯灯についての質問を許します。  
8番、須藤浩二君。

〔8番 須藤浩二君起立〕

○8番（須藤浩二君） 町道と防犯灯について、2点ほど伺いたします。

町道に設置されましたオレンジ色のポール、最近ですね、町内に何本も立っております。設置に至った経緯について、まず伺いたいと思います。

2点目、個人で宅地造成をした住宅地にも、町で防犯灯を設置するべきの2点、伺いたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町道路線の一部において、部分的にオレンジ色のポールで、車線分離標やラバーポールと呼ばれるポールを設置しております。

設置に至った理由につきましては、様々ございますが、歩道と車道の分離や交差点での一時停止、減速を促す目的などであり、路形状をドライバーに認識させ、または車道幅員を狭く見せることにより、速度の抑制が図られ、自動車の通行部分と歩行者等の通行部分を分離することにより、歩行者等の通行の安全性向上を期待しているものであります。

2点目につきましては、町においては、従来、私道等には防犯灯設置はしないという一定のルールがございましたが、犯罪防止や安全確保の観点を踏まえながら、今後は、私道等であっても設置を検討する方向で考えております。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まず1点目の内容ですが、ポールの立っている意味は分かるんです。

それを設置に至った経緯が聞きたいですね。どこから指導を受けて、こういうものを設置したとか、町の独自判断でこういうことをやったとか、その経緯について、まず伺いたいということですので、もう一度答弁をお願いします。

2点目の宅地造成したところにもつくる、そうなんです、町長。

以前は、私道は駄目だという内容ではございましたが、その地権者の方からこういう意見を伺いました。「じゃ、私たちも町税を納めて、町に納税をしている納税義務者だ。だけれども、税金の使い道は平等ですよ」と。「何でここだけつけてもらえないんですか」という、そういう、「じゃ、平等ではないんだったならば、税金も平等でなくてもいいよね」という内容もきつく言われました。

それを踏まえてだと思っんですが、今回からは、何とか町としても協議していくという前向きな答弁ですので、非常にうれしいです。

当然のことですね、数年前もこういう話をしたと思います。そのとき、やはり、あくまでも個人の私有地だということだったので、なかなか前進しなかった話ですが、今回、こういう一歩前進する話となったので、うれしいです。

ぜひとも、今まで長年、懸案事項であったところもあります。優先的になるとは思いますが、一つずつ改善していってもらえればと思います。

まず、1点目の経緯に至った件について、お伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、1点目については、担当課より説明させていただきます。

この私道、これ以前にも、9番議員、10番議員とか、6番議員とかたくさんの方々から質問をいただいております。

やはり、防犯上、これからやらなくちゃいけないと思っておりますので、今、担当課とお話ししておりますので、もう少しお待ちいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、1点目のオレンジ色のポールの設置に至った経緯、町が設置した経緯について補足説明させていただきます。

まず、町独自の判断で、例えば事故が発生したことがあるような交差点で、危険と思われるようなところには、やはり速度の抑制のために設置したという経過もございます。

それから、交差点なんかで曲がる時のスピード抑制のために交差点に設置して、減速を促すという期待を持って設置した場所もございます。

それから、町以外で道路工事をする際に、公安委員会、警察といろいろ交差点の協議をするわけなんですけど、その際に、警察のほうから、歩道への車の誤進入、誤って進入しないようにというようなことで、設置してくださいというようなケースもございます。

また、同じく、警察のほうから、交差点付近で、通常、交差点を大きく取っておりまして、曲がりやすく取ってはいるんですが、そこに進入しないようにゼブラゾーンで狭くしているんですけども、どうしても交差点、内回りし過ぎて早く通過すると、危険だということで、そこに設置していただけないかというようなことで、設置した経過もございます。

以上となります。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 町単独で設置したということですね。

それで、町民からいただいている声をまず、お伝えしたいなと思います。

農協スタンドさんから町内に入ると突き当たりが丁字路になります。複雑な変速の丁字路というより十字路ですね。その辺のポールの位置が、大型車が入ってきたとき、信号待ちしている車がいると危ない。あと、大型車同士の擦れ違いが、ポールの間隔によってちょっと無理なところがある。「設置したのはいいけれども、これ、触って壊したならば、どっちが責任持つんだろうか」「壊れた車のほうも面倒を見てもらえるのか」ということも言われました。

運転には、かなり気をつけて運転するんでしょうけれども、当然のことながら。突如として立ったオレンジのポールがすごい邪魔だと。あと、横町地内もそうなんです。横町地内も大型車は通っては駄目だよとなっていない部分がありますので、通行できます。

やはり、そういうところも何点かちょっと、狭いのを立てて、もっと通りづらくしてという意見が出ております。普通車でも狭いところ、やっぱり擦れ違うのに困難なところ等ございます。再検討する余地はございますかね。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） あのポールは、結構、あちこちございます。

それで、車を運転して、最初は邪魔だなと思いましたが、確かに減速いたします。

一昨年か昨年、千葉県で歩行者に車が突っ込んだのがございます。やはり、車がスピード出るようになっているみたいです。そういうポールがあれば、自然と減速するんですね。そういう意味からも、あのポールは、私は、今は必要かなと思っておりますが、ただ、あのカーブを曲がる時、確かに邪魔だという声は、当然、私も受けております。

それで、1か所か2か所、3か所くらい撤去したというお話も聞いておりますので、なお、今後、そういうことも踏まえて、担当課がお話していると思いますので、担当課のほうからお話を聞きたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず、そのラバーポール設置する際なんですけど、やはり町といたしましても、減速の目的であるとか、そういったことも当然、そういう期待をして設置するわけですが、住宅の進入路であったり、いろいろ様々な交通のことも考えて設置はするようにいたしております。

なお、住宅に面しているところに関しましては、なるべく住宅に住んでいる方に意見を聞きながら設置しているところではございます。

おただしの箇所につきましては、県道の部分であると思います。

石川土木事務所におきまして、今年3月頃に、いろいろと横町方面のほうにもラバーポールを設置しまして、その際に町のほうにも苦情2件ほど寄せられました。

これを受けまして、町のほうから土木事務所に連絡をいたしまして、ちょっと場所を変えたりといったことで、調整をしたところでございます。

今回伺った箇所につきましても、町道の部分であるか、県道の部分であるか、よく確認の上、県道であればそういった意見があったということで、伝えて改善していきたいと思っております。

なお、町道でありましたら、町のほうで再設置を検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 分かりました。

やはり苦情は来ていて、それに対応したという内容ですね。

ぜひとも、通りやすい道路に、より改善していただきたい。

町長、分かりますよね、私が言っている新町のところね。あそこ、本当に微妙なんです。狭い歩道であって、狭い車道なんです。そして、じゃ、歩道の中、人が歩いて行くかという、その狭いところにポールが立っているんですね。逆に今度、そこを通れないからと車道に出れば、何の意味もなくなってしまうような設置の仕方であると。

そういうことであれば、ちょっと、見直していただければと思います。

あと、歩道に誤進入、確かに来ているんです。そういうところに立っているのは大いに結構だと思います。

今後、浅川駅から直線でバイパスに抜ける道路が、いずれ開通します。そのとき、やはり、前回同様、役場通り、新しい交差点、同じような内容になると思いますが、朝晩の交通の量が半端じゃないんですね。鮫川から通学で浅川駅に来る主婦の人、もう目が血走って、私の家の裏の道路を本当にとんでもないスピードで行くんですね。時間に乗り遅れると大変だという思いは分かるんですが、本当に一触即発で事故が起きるような場面も何回も経験しております。そこに新しい道路がさらにできるということですので、できれば、朝晩の進入を制限するとか、何かそういうのもひっくるめた交通対策を考えていただければなと思っています。

引き続き、町内の町道、県道の安全な交通にさらなる努力を希望しまして、質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順5、5番、木田治喜君、（1）防犯まちづくり推進（防犯カメラ・特殊詐欺対策電話機）及び事故発生防止についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） 防犯カメラを含めた町防犯体制については、過去2回ほど質問させていただいています。

刑法犯の認知件数は減少を続けているとの報告がありますが、子供や女性が被害者となる犯罪は後を絶たず、高齢者を狙った特殊詐欺の被害は深刻な情勢が続いています。公共施設等の器物破損などの軽微な被害を含めれば、増加していると思われま。

そのような状況下において、防犯カメラ等の犯行抑止力への期待感が高まっている中での現状の防犯体制及び園児の事故を防ぐ町対応を伺います。

1点目に、当町は年間でどのぐらいの犯罪が発生しているのでしょうか。直近の軽微なものも含めて刑法犯件数を、また、町内にて不審者の情報提供があった場合の町民への情報発信方法を再確認させていただきます。

2点目に、前回も確認させていただきましたが、防犯体制の最上位組織と位置づけられている防犯推進協議会は発足いたしましたか伺います。

3点目に、企業、自治会、商店会、個人等の防犯機器購入に際しての補助制度について、令和4年第4回定例会での回答では、今後、研究するとのことでしたが、現状、どのような状況か伺います。

4点目に、近年相次いだ園児送迎バス車内の置き去りという事故に対して、所在確認や安全装置の装備が義務化されましたが、当町はどのような状況か伺います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、刑法犯認知件数が過去3年間ですが、令和4年が11件、令和3年が9件、令和2年  
が11件となっており、ほぼ横ばい状態で発生しております。

これに対する検挙件数ですが、令和4年が9件、令和3年が2件、令和2年が5件となっております。

また、不審者の情報提供があった際の町民への情報発信方法としてましては、従来どおり、その都度、町防  
災行政無線にて放送をしております。

2点目につきましては、防犯推進協議会においては、現在活動はしておりませんが、町内の防犯関係団体で  
組織しております浅川町防犯協会が中心となり、駅前における防犯活動のほか、浅川の花火終了後や年末年始  
犯罪防止活動となる夜間街頭指導を町と連携を密にして取り組んでおります。

3点目につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

4点目につきましては、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

4点目につきましては、令和5年4月1日から学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が施行されて  
おり、国土交通省より示されました送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインに適合する  
安全装置のリストに基づき、現在、設置の手続を進めており、6月末までには、幼稚部送迎バス2台の設置が  
完了できる予定となっております。

また、所在の確認につきましては、登園、降園共に、運転手のほか、送迎バス専属の添乗員も乗車し、その  
都度、名簿により乗車、降車の確認をしているところであり、バスが到着した後も、車内の清掃、消毒作業と  
併せて、置き去りが無いかの点検を行っているところでもあります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 1点目の犯罪件数、軽微なものも含めてということで、今、町長さんのほうからありま  
した。

これ、再質問になるかと思うんですが、当町の人口と比較した場合、多いんでしょうか、少ないんでしょう  
か。その辺のご見解。見解で結構です。お伺いします。

それから、犯罪防止に警察の果たす役割は大きく、警察としても犯罪防止に向けて全力を挙げていると思わ  
れます。ただ、警察だけによる犯罪防止には限界があります。自治会を中心としたコミュニティ防犯活動、  
地域住民や警察等の連携による地域安全活動を推進していることと思いますが、その中心にある組織が防犯推  
進協議会と心得ています。

ただ、今、町長さんの答弁にもありましたとおり、条例で定められている協議会設立を防犯協会が代わって  
いるんだと。そういう役目を防犯協会のほうで行っているんだというようなことで、いろんな様々な活動をな  
されているということを今お伺いしました。とするならば、条例が片側にありますので、改正等が必要なんじ  
ゃないかなということを、私は思います。この辺のことはどうなんだろうかとということを再度伺います。

それから、防犯カメラ設置には、賛否両論があることは承知しています。一方では防犯カメラに犯行抑止力  
がある、一方では防犯カメラで知らず知らずに自分の姿が映し出される、プライバシーの侵害ではないか等々

いろいろあります。だからこそ、しっかりしたガイドラインが必要だということになります。

防犯カメラは何も公共施設に対する設置にとどまりません。商店会等々の設置する場合の指針となるのがガイドラインです。その指針に沿って各設置者が設置運用基準を定めることが必要です。

3月の定例会後に、既に作成済みとの回答である防犯カメラ設置運用ガイドラインを議会議員の総意を持って提出依頼をさせていただきました。

それで、提出されたのは、浅川町役場防犯カメラ設置運用基準でした。が、定例会の回答どおり、防犯カメラ設置において重要な項目を網羅した防犯カメラ設置運用ガイドラインは、作成済みか、これ再度になりますが、お伺いします。

前回は、作成済みだということで、それを議会の総意を持って、じゃ、提出をお願いしますということで議長を通して、事務局を通して、多分、執行側のほうにお願いをして、私どものほうに来ました。ただし、それは運用基準であって、ガイドラインではありませんでしたということなんで、そのガイドラインは作成済みなのかどうか、再度お伺いします。

当然、提出していただいた浅川町役場防犯カメラ設置運用基準はとても重要な規定になります。それ自体に問題があるわけではありませんが、それ以前に行政の中で策定すべきは、ガイドラインというふうに私は心得ています。

ガイドラインの対象者は不特定多数の者が出入りする施設や場所を撮影するカメラ、犯罪の防止を目的に設置されたカメラ、録画装置を備えるカメラが対象とされています。

ぜひ、策定済みであれば、参考までにガイドラインの提出を再度、お願いしたいというふうに思います。

自治会、商店会等で防犯カメラや防犯灯を設置の場合は、初期費用がかかります。以前にもお話しさせていただきましたが、浅川町全体の防犯を考慮すれば、補助対象と考えてもよいのではないかと思います。

先ほど、同僚議員からも防犯灯のことにありました。これも含めての話になるんですが、また、高齢者世帯には、特殊詐欺対策電話機等を購入する際の補助制度が必要です。全国のいろいろな自治体で、もう既に導入されています。その際も、行政側が補助を対象にしています。

詐欺を実行する場合、情報をつかんだ上で電話をかける、電話番号等ですね。それから、ここは高齢者独り住まいか、二人住まいかというような情報をつかんでかけること。それから、ランダムに電話番号を上から順々にかけていると、いろんなパターンがあるというふうに聞き及びます。その際、抑止力を発揮するのが、特殊な詐欺対策電話機です。

これらを含めた防犯に対する補助制度をぜひ検討いただきたいのですが、お伺いします。

安全装置の装備、先ほど教育長さんからありました。

子供バス送迎安全徹底プランによって義務化されたというのは、ご承知のとおりです。2022年11月に公布され、2023年4月1日に施行されています。

さきの5月21日付福島民報にもありました。小倉こども政策担当相が全国設置状況の調査を実施し、6月までに設置完了を目指しているとの報道がありました。今の回答で、6月までには設置しますよというような回答がありましたので、ぎりぎりセーフかなというふうに思います。

ただ、その前に、当然、設置していなくても法的には問題がない、猶予期間が1年ありますので、その1年

間の猶予期間の中で、そういった手順を踏んで、きっちり設置していけばいいですよというふうになっています。

ただ、先ほども、名簿を確認しているということがありましたが、装備設置するまでは、その猶予期間内にしなければならないことが明記されています。その辺のしなければならないことは何と何がありますかということ、再度お伺いします。

以上、5点ほど再質問させていただきます。

○議長（水野秀一君） 江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目の本町の刑法犯は多いのか、少ないのかは、私は、本町は比較的穏やかな町で住みやすいと、ほかの町村からも聞いております。私もそう思っております。

また、2点目以降は、各担当課よりお話をさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、お答えいたします。

2点目、3点目を答弁いたします。

まず、②最上位組織、防犯推進協議会、こちらなんです、さきの議会でも一般質問の答弁のやり取りがございました。私も、4月から来まして、この件につきまして、いろいろ追跡しました。

平成9年が発足となっております。同じ郡内、石川郡、石川町、玉川村、平田村、古殿町とあるんですが、平田村を除いて、それぞれ同じ時期に、平成9年に発足しております。

こちら、参考に聞いてみたんですね、ほかも。聞きましたならば、やはり、つくってはあるんですけども、実際は活動はしていないと。

この平成9年がポイントなんですけれども、ちょっと我々も代替わりになっているものですから、先輩職員の方がいないんで、ちょっと分からないんですけども、書類も残っていません。

憶測で答弁をして申し訳ないんですけども、石川警察署、もしくは石川地区防犯協会連合会というのがあるんですけども、そちらで、もしかしたらそういうのを発足させてくださいということで、足並みそろえて条例を制定したのかと思われま。

先ほど、町長から答弁がありましたとおり、我が町におきましては、以来より、町防犯協会が主体となりまして定期的な防犯活動は行っております。

それに、組織プラスで防犯指導隊、あとは石川警察署から委嘱が来ている世襲制度の防犯連絡責任者会、45軒程度ございます。そちらとタイアップしまして防犯活動は実施しております。

この今申し上げました防犯推進協議会、議員さんもおっしゃっていましたが、この条例自体が今となればいかなものかと、私は感じておりますので、今後、この条例自体をいかにようにするかは、こちらで検討させていただきます。

それと、防犯カメラの件なんですけれども、以前の令和4年度の議会のやり取りでガイドライン、運用基準という話があるんですが、町全体のガイドラインは策定はしておりませんと聞いておりますので、こちらにつきましても、今後、いろいろ調べまして、そのガイドラインを策定の後、防犯カメラを設置の方向に考えております。防犯の担当は、総務課となっております。

実は、石川警察署と生活安全係と私めで、4月上旬に、実はこの防犯カメラの話をしました。

というのは、今年に入りまして、浅川で農機具の盗難が年初めにありました。これは未解決となっております。その際なんです、町長が議員時代にも一般質問で防犯カメラを国道沿い、主幹道路につけたらいいんじゃないかということを経験した記憶がございますが、私も実は118号線の浅川出口といいますか、箕輪のセブンイレブンの三差路辺りに防犯カメラをつければ、北関東からの流入を把握できるのかなと思いついて、石川警察署に出向きまして打診したんですが、なかなか、先ほど議員さんがおっしゃるようなプライバシーの問題とかもあるんで、よく煮詰めてから設置したほうがいいですよという助言はいただいております。

なので、こちらにつきましても、今後、進める方向では考えておりますが、煮詰めるのは先ほどから言っていますガイドラインの策定が一番になるかと思っております。

答弁につきましては、以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、4点目につきまして、お答えいたします。

今回の学校保健安全法施行規則の一部改正に伴いまして、議員さんのおっしゃるとおり、ブザー等の設置、幼稚園及び特別支援学校において通学用の自動車を運行するときは、当該自動車にブザー、その他車内の児童・生徒の見落としを防止する装置を装着し、当該装置を用いて降車時の所在を確認することというような改正となっており、もう一つ、義務づけされているものが、学校等において、児童・生徒等、いわゆる子供の通学、郊外学習等のために自動車を運転するときは、児童・生徒等の乗降車の際に点呼等の方法により、児童・生徒等の所在を確認することという、この2点が改正の主な内容となっております。

ブザー等の設置につきましては、経過措置という形で、装備すべき安全装置の導入が困難な場合も考えられるため、令和6年3月31日までの間の猶予期間が設けられているという形になっております。

ただし、今回の義務づけの新設の指針に鑑みまして、可能な限り令和5年6月までに導入するよう努めていただきたいというような通知が来ているものでございます。

今回、町の場合ですと、6月までに幼稚部の送迎バス2台の設置が見込まれております。設置を完了する予定となっておりますので、その間につきましては、現在も同じような状況とはなっておりますけれども、名簿等利用しまして乗車、それから降車、それから登園後、そちらのほうの引継ぎという形で子供の所在の確認という形の対応を図っているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 木田治喜君。

○5番（木田治喜君） そうすると、1点目については少ないと、私もそう思いますが、どうなんだろうかね。その少ない、表に出てきているものと、それから出てきてないものを含めるというような形の中では、多いのか少ないか。これは確かに、今、先ほどの回答からすれば若干少ないんだろうなというふうに私も感じますけれども、目に見えていないものも含めてという形になると、ちょっとその辺はクエスチョンがつくのかなという感じはします。

それから、2問目なんです、いわゆる防犯推進協議会、これは平田を除いて、それが4町村で同時期ぐらいに定められた条例というようなことをお伺いしました。

ぜひ、もしそれに代わるもので、こういうもので動いているのであれば、きちっと条例等々に明記して、今後進めていただきたいなど。大事なところなんで、元になる場所ですから、その辺のところを、検討するというようなお話をさせていただきましたので、ぜひともこの検討いただきたいというふうに思っています。

それから、この防犯カメラ設置運用ガイドライン、これはちょっと今、びっくりしました。

多分、議事録等確認していただければ十分分かると思うんですが、策定していますという回答でした。策定中だとか、策定したんだけど、今、もう一回検討し直しているんですよという話じゃなくて、策定済みですというようなお話を伺ったものですから、議会の総意でもって提出をお願いしたという経緯です。

これは多分、総務課長さんも、いろいろ時系列的に流れを議事録等々を見てご存じだとは思いますが、今策定していないというようなお話で、どんどん防犯カメラをあちこちにつき始めているという現状において、ましてや箕輪のセブンイレブンのところにそういったものを設置予定があるんですよということが、先行されているんだとすれば、これはゆゆしき問題だと。そういう行政側で、そういった案があるのであれば、まずは、ガイドラインをつくって、何と何と必要項目で運用基準をつくってくださいよというのがなければ、これはやっちゃいけないだろうと、私は思っています。

昨日の議会終了後にも、その前に自販機を設置するというお話がありました。これは非常に結構なことで、私も議員にならせていただいたときに一番先にお話しさせていただいたと思います。高齢者の方だとか、子供だとかが役場に来たときに、水だとか何かをどうやって飲むんでしょうかねというお話をさせていただきました。

それで、私も各市町村のところをある程度見に行きました。皆さん、どこでもあります。それが中にあるか、外にあるかは別としなくても、石川なんかは、中に2台、3台ありますよね。そういったことで、古殿もあります。そういった自販機を設置することはいいことなんじゃないかなと私は思っていました、昨日の話は非常に、ああ、よかったなと思いつつ聞いていました。

ただし、今、その中でも、私もこれも以前からご紹介させていただいていますけれども、自販機を設置するとともに防犯カメラも設置できるんです。それも、1キロぐらい離れていても大丈夫なようになっています。そういったものも、財団法人のところでもあります。

ですから、その辺の検討もさせていただいて、自販機とそれは、災害が起きたときも、その役目もします。

そういったことも含めて、それからセキュリティーはALSOKかな。コロナ禍で私が紹介したのはALSOKなんですが、いろいろあるんでしょうけれども、そういったものも、警備会社も一緒にタイアップさせたものがありますので、ぜひとも自販機をただ単に入れるんじゃなくて、その辺のことを組合せて、いろんなことを進んでやっていただきたいというふうに思っています。

それで、策定していないと言われたらどうしようもないんですけども、ぜひとも急いで、これ、何月何日まで策定しますよと、運用基準ができていますから、逆算すればガイドラインは、もっと簡単と言う言葉が恐縮なんですけれども、できるんじゃないかなと私は思っている。その中の運用基準ができていないのにガイドラインができないという、理屈がちょっと私には分からないんですよ。

ですから、ぜひともその辺の検討、区切って、じゃ何月までつくるということを、ぜひ回答いただきたいと思います。

それから、先ほど質問した4点目に特殊詐欺対策電話機等の購入、これに対してはどうかね、検討いただけますかねという、これ、回答がなかったので、再度お願いしたいと思います。

それから、一番最後に、1年間の猶予期間ありますが、ということで、いわゆる園児の登園、降園の問題ですね。

私、今質問したのは、猶予期間はありますと、じゃ、猶予期間の中に、これとこれは必ずやってくださいというのがあると思うんですが、今、教育課長さんのお話の中では、その明確なあれがなかったもので、再度、そちらで把握しているのであれば、お知らせ願えないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

まず、ガイドラインなんですけど、すみません、私、言葉足らずの答弁をしていました。

公共施設に対してのガイドラインは策定してあって、町全体としてのガイドラインが策定しておりませんので、議員さんおっしゃるいつまでということはないんですけども、急ぎで、こちらも策定する準備を進めますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。

それと、自販機なんですけど、昨日ご承諾いただきましてありがとうございました。

進めますが、実は、昨年度に、役場庁舎周りにカメラがついております、防犯カメラ。内、外とあります。

玄関付近にも外のやつがついていますが、それがちょうど、うまく見えるように、今、調整するつもりはしていますので、自販機単体で置くのはちょっと怖いので、それは当然、見えるようにはしたいと思っていて、今、調整はしております。

それと、電話機の補助ですけれども、犯罪に巻き込まれないための補助ですが、大きな話で言いましたならば、町全体の財政の話で言いましたならば、目先はご存じのとおり、中学校建設、そして小学校建設と、これから財政負担は重くのしかかってくる時期でもあります。

あわせて、この役場本庁舎も、どうなるかもなんですけど、今、補助を新たにやるとなると、その財源なんですけど、財源。歳入のほうで入ってきて、それに対しての歳出ならいいんですけども、独自は、なかなか厳しいものと、客観的には思っております。

庁舎内でも、幾度か庁議で議論はしておるんですけど、前回もありましたが、補助金のスリム化という話も、実はあります。

ですけれども、出すところには出す、できないところにはできないということ、はっきり一線は引かせていただきたいんですけども、今後、補助メニューを探しながら、こういう案件に補助していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

先ほどの見落としを防止するための代替的なということで、1年間の猶予期間の代替的な措置ということなんですけど、こちらのほうは、経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間についても、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、例えばということなんですけれども、運転席に確認を促すチェック

シートを備え付ける。それから、車内後方に児童・生徒等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、児童・生徒等が降車した後に運転士等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講ずることというような代替措置の内容は示されております。

これらに基づきまして、町のほうで、運転手のほかに添乗員さんがおります。必ず添乗員さんが後ろの最後部まで確認いたしますし、消毒作業、こちらのほうも併せて行っているということもありますので、二重にそういった置き去りがないかというような確認は常にしているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりました。

それで、先ほどの防犯カメラ設置運用ガイドラインについては、公共施設に対してのガイドラインがあるということなので、これは、再度、諸手続を通して、また、我々に提示いただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほどの高齢者世帯、特殊詐欺電話機等、これ財政の問題も片側にあるというのは、私も十分に承知しているところです。

ただし、これは、いわゆる高齢者が独り住まいのところと、いわゆる高齢者の世帯のみの、私は取りあえずはそこで動けないかなということ、発案させていただいた問題です。

それで、どのぐらいの財政がかかるんだというようなことを私も計算していませんが、ただ、ほかの市町村等の自治体の話を見ると、7,000円とか8,000円、電話機そのものはそんなもんだと。そこにそれをつける。それに対する補助なんだというようなことで書いてあります。

各自治体によっては、差はいろいろあります。この近くだと、大子なんかもやっています、既に。だから、そういったところを見れば、補助金の一覧表が出てきますので、ぜひとも検討のテーブルの上だけでも乗せていただければ幸いなというふうに思っています。

それから、先ほどの園児の置き去りということについては、そのとおりだというふうに思っています。

ですから、猶予期間内にチェックシートを備え付ける、それから車体後方に所在確認を行ったことを記録する書面を備えるということになっていきますので、ぜひともそれらを実行して、なおかつプラスアルファで、清掃等のときに再確認しているんだというふうに承知しました。

園児送迎バス置き去り防止装置の設置は、当然、国が推し進めています。ということで、補助制度もあります。子供の安全・安心対策支援パッケージとして、令和4年度、第2次の補正予算で234億円ほどつけているというふうに承知しています。令和3年7月に福岡県の保育所で男児が、それから4年9月に静岡県認定こども園で女児が熱中症等で亡くなるという、あってはならない事故を受けての安全管理の徹底と義務化したものだというふうに心得ています。

あさかわこども園としましても、全職員関係者が共通認識を持って取り組み、園長先生の責任の下で、子供の安全、確実な登園、降園のための安全管理を徹底する体制をつくることが重要かとも思います。

町はこども園送迎等に対して、安全管理の体制づくりにどのようにサポートするか、そのお考えをちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。

そもそも犯罪を起こさせない地域環境をつくるためには、まず町民自らが身近な犯罪の発生状況をきちんと把握した上で、自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚が大切で、さらに防犯対策を講じることが肝要と思ひ、いろいろと質問させていただきました。

前回の定例会でも城山に新設されたトイレに対して、破損等が発生しないか危惧しているという話を私、させていただきました。同時に自販機による防犯カメラ設置も提案させていただきました。思いもよらぬ事件が起きるのが昨今です。前のめりの対策が必要とも感じます。

城山の件については、担当課にて調査するとの回答でしたが、いかがでしょうか。お伺いします。それほど時期がたっていないので、進んでいないかもしれませんが、どのような状況になっているか、伺います。

先ほど、同僚議員からもいろんな水郡線の話が出ました。

それで、私も城山のほうには週に一度ぐらいのペースで登っています。それで、5月24日に行った際に、1輛編成で8時30分頃通過する機関車を待って、プロのカメラマンが複数人、城山に登っていました。それが、話を聞いたら、その方はもう何度も城山に登っているんだということで、「前は雲海とそれから那須のほうに虹がかかっているのを同時に撮りましたよ」というふうに、自慢話なんだと思いますが、30分ぐらいお話しされて、それを聞いて、この写真を役場に持って行くんだという話もしていました。持ってきたのかどうか、それは分かりませんが、そういった話をしていました。

○議長（水野秀一君） 木田議員……。

○5番（木田治喜君） もうすぐで終わります。

観光資源になるという、ホームページ上で先ほど、前も言いましたけれども、城山に定点カメラを置くかどうか、防犯カメラと併せて、そういったライブ配信もしていけば、観光にもつながるんじゃないかなというふうに思います。

それで、先ほどのカメラと同時に、トイレの話をさせていただきました。

それで、トイレが今、壊れています。それでテープで養生してあります。私も何回か見て、二、三日前も見てきました。それで終わりじゃないと思うんですが、あれは、いつ頃直す予定なのか、最後にお伺いしたいと思ひます。

それで、最後に、町は、今後、防犯まちづくりを具体的に、どのように構築していくお考えがあるのか、ぜひともお考えをお聞きしたいと思ひます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 特殊詐欺高齢者、毎年少しずつ減ってはきております。

それで、この電話の補助ですか、本当にこれは財源が必要ですから、今様々な財源が本町は必要であります。とにかく、この財源に関しては、今、担当課でいろいろ検討しておりますので、本当に検討させていただきたいと思ひます。

あと、トイレ、週に1回上がっていただきありがとうございます。本当にたくさんの方が朝から夕方まで来ているのは、私も知っております。

トイレは、その後、変わりなく、本当にきれいに使っていただいております。当然、これは担当課が常に見

ておりますから、今後もそういう方向でやっていきたいと思っております。

修理の件は、今、業者とお話をしているところであります。

以上です。

あと、その防犯に関しては、当然、今後は様々な面で防犯に関しては、これからの凶悪な防犯とかいろいろありますので、これも避けては通れない問題と思っておりますので、とにかく全庁挙げて、防犯に関しては皆さん意識を持っておりますので、今後ともそういうふうで頑張っていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ぜひとも、防犯体制、浅川町は、数的にはそんなに多くはないという町長さんの答弁もありましたが、ぜひとも、その体制をつくっておけば、それに付け込まれるようなことがないような形で、町全体で、地域全体で見られると思っておりますので、一つ一つ階段上るような形で防犯体制を取っていただいて、防犯灯もそうですし、防犯カメラもそうですし、城山のこともそうですし、それは、直結するのは水郡線なんかの利用なんかも含めて、町全体のそういう体制が浅川町の特徴だよということ、福祉も含めた中で、町全体のそういうことがやっているんだということが他市町村に伝わるような形で、ぜひ見える形でやっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

回答は結構です。

○議長（水野秀一君） ここで、昼食のため1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。暑い方は上着を脱いでも結構です。

次に、（2）町の「働き方改革」実態についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） 町の働き方改革の実態についてお伺いします。

働き方改革とは、全国民が活躍できる社会を実現するために「働く人々が、それぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにする」という政策です。町職員の皆様も例外ではありません。よりよい環境の下で町民のために研さん・努力されていることとは推察いたしますが、官民を通じた労働者の健康や安全の確保を推進することが働き方改革です。

労働基準法、労働安全衛生法、国家公務員制度等の改正によって、各地方公共団体は「地方公共団体における時間外勤務の上限規制及び健康確保措置の実効的な運用等について」を令和4年1月14日に発効により、留意すべきことを助言しています。

我が町の実態はどのようになっているか、何点が伺います。というのも、町活性化を含めた町発展のためには、町職員の皆様の推進力こそが絶対的に必要な条件と言えますし、働きやすい環境を整えることは町全体の

責務と考えるからです。行政が自ら積極的に働き方改革に邁進することが、ひいては先行している民間へも大きな弾みになるのだと思われます。

それでは伺います。

1点目に、令和4年度各課別平均年間時間外勤務時間数、通告では正職員、任用職員別になっていましたが、正職員のみで結構です。よろしくお願いします。

2点目に、正職員の時間外勤務が年間360時間を超える人数は、該当者がいればその人数をお願いします。

3点目に、時間外勤務認定となる手順はどのようになっているかお知らせください。

4点目に、長時間勤務者に対する医師の面接指導の実施状況は、それがあかないか、お願いします。

5点目に、教職員の、これは学校関係ですけれども、教職員の1年単位変形労働時間制実施状況について伺います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 大変長くなりますが、お答えいたします。

1点目につきましては、正規職員全体で167時間、月平均13.9時間。会計年度任用職員全体で25時間、月平均2.1時間となっております。各課ごとに正規職員を説明しますと、総務課が715時間、農政課が287時間、住民課が205時間、保健福祉課が178時間、税務課が175時間、企画商工課が172時間、建設水道課が95時間、議会事務局が74時間、教育課が55時間となっております。

次に、各課ごとに会計年度任用職員を説明しますと、保健福祉課が76時間、住民課が42時間、教育課が27時間、建設水道課が9時間、農政課が3時間となっております。総務課、税務課、企画商工課については、ありませんでした。

2点目につきましては、4名の正規職員が該当となっております。

3点目につきましては、事務手続上は所属長が事前に承認をしておりますが、何らかの事情でやむを得ない場合は事後承認を認めております。

4点目につきましては、現在は行われておりませんが、今後実施する予定としております。

5点目につきましては、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

5点目につきましては、浅川町における教職員の1年単位の変形労働時間制の導入は行っておりません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。大体は分かりました。

国家公務員は地方公務員でいうところの時間外勤務を超過勤務というふうに言われています。人事院規則第16条の2の第1項第1号に定められていると承知していますが、地方公務員はそれぞれの条例に定めることになっています。おおむね国家公務員に倣っているように聞き及びます。当町にも、浅川町職員の勤務時間、休暇等に関する規則に時間外項目が定められています。第6条の2の2に1か月において45時間及び1年におい

て360時間の範囲内で、必要最小限の時間外勤務を命じるものとあります。

1 点目、2 点目、3 点目についてはおおよそ理解いたしました。ただし、問題は、勤怠管理システムにおいて登庁退庁時間から計算された時間外、先ほど、その手続等については町長さんのほうからお伺いしました。所属長が承認して、もしくは事後に承認することもあり得るんだということで聞きました。承認というか命令だと思います。時間外は命令なので、命令をする、上長が命令するということだと思っておりますが、第6条にて45時間、先ほど言いましたように360時間の範囲でできますよということなのですが、勤怠管理システムにおいて、登庁退庁時間から計算された時間外と、認定された時間外との乖離、どのくらいあるかが問題点としてあります。ですから、申請して承認されて、それで時間外勤務手当がつくものと、それから実際にはそこまでの承認はされていないんだけど、いわゆるIDカード、いわゆる登庁退庁の時間を見れば、それ以上にやっているよということがあった場合、そのあたりの乖離というのを町はどのように捉えているか。これをお聞きしたいと思います。

それで、会計年度職員の皆様には時間外乖離などは発生しないというふうに理解はしているんですが、参考までに、若干通告とはずれるんですが、会計年度の話が今出ましたので、町長さんのほうからも会計年度職員の方の時間外もお知らせいただきましたので、会計年度任用職員の2023年度、3年目の公募問題というのがありました。これはご存じだと思うんですが、町はどのように対応されたか。これ大ざっぱでいいので、通告していませんので大ざっぱで結構です。もう既に2023年の4月1日過ぎていきますから、それ以前の問題ですから。いわゆる3年目の公募問題、どのような対応をされたか。そちらのほうお聞きしたいと思います。

それから、4点目については、安全衛生法において面接等が義務と、努力義務に規定されています。義務の部分もあるんですね。いわゆる先ほど、360時間を超える人が4名ということでお答えいただいたんですが、安全衛生会が発足され、産業医の委託料が年間で24万ほど計上されています。産業医による面接は、先ほど回答いただきましたが、やっていないということ、これからの検討課題だというふうにお答えいただいたんですが、いわゆる、これも前回も、以前にも聞いたことあるんですが、職場巡視、これも産業医のやらなきゃならない条件だと思うんですが、4年度の実績については、回数は結構ですので、この産業医の巡視があったかどうかだけお答え願いたいというふうに思います。

それで、5点目の働き方改革の本丸と言うべき教職員について質問させていただきました。2016年に、働く全ての人の視点に立って労働環境の抜本的な改革を行う働き方改革が提唱され、近年ではあらゆる業界や業種において労働環境の見直しが進んでいます。教育現場では依然として改善されていないとの報告があり、教員の長時間労働は大きな問題としてクローズアップされています。ある調査によれば、休憩時間をゼロ分と回答した割合が、小学校が51.2%、中学校が47.3%、5割近くの人が休憩時間がないんだよというふうに答えています。そういった意味での過酷な労働環境が顕在化していますけれども、浅川町の教育現場が同様とは思いません。思いませんが、長年、教職員はストレスを抱え、業務増により疲弊し、健康が危機にさらされています。ひいては児童・生徒にも何かしらの影響があると思われれます。

そのような中で、改正教職員給与特別措置法により、2021年4月から公立学校にて1年単位の変形労働時間制の適用が可能になりました。もちろん、これは県単位での導入ですから、浅川町がやっていないのも分かります。先ほど、教育長さんのほうから浅川町は導入していませんよと。これは町単位で導入するべきものじゃ

ありませんから、県単位ですので、福島県は導入していませんよということだと思います。

この変形労働時間制に対して町教育委員会、導入についてはどのような見解をお持ちですか。その県の考えとは別に、町としての見解をどのように思っているかということをお聞きしたいと思います。

ただし働き方改革の一環として導入されたシステムを、恒常的に残業が続くのであれば、結果として年間を通じて繁閑を把握できなくなれば本末転倒となります。何事もそうですが、1年単位の変形労働時間制はメリット、デメリットがあります。単に休日をまとめて取るだけでは、その解決になりませんということです。ですから、労働基準法に関わる1年単位の変形労働時間制というのが、その長時間労働に対する解決になるかというところでもないんだよということ片側にあります。ただ、浅川町の教育委員会としてはどのように思っているかということをお聞きしたいと思います。

単に、条例にて8月に特別休暇を与えれば目的は達成するんだというふうな声も片側にはありますが、その辺のところをお聞かせ願いたいというふうに思います。浅小、浅中の教職員の皆さんの働き方の実態はどのような状況というふうに、併せて把握しているか。その辺のこともお伺いしたいと思います。

以上、5点ほど再質問させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、町当局分、答弁いたします。

まず初めに、議員さんおただしの乖離の件ですね、乖離。タイムカードを押す時間と命令の時間が、誤差があるんじゃないかということなんですけれども、例月監査、4月の際に木田委員さんからもそのようなご指摘があり、今年度、こちらのメンバーで町当局は毎週月曜日、庁議といいまして3役プラス課長全員で会議を開いています、朝、毎月曜日の朝に。その中で、私が人事担当なものですから、そのようなことがないように、ぜひ、課長さんよろしく願いますということで、今年度はないように指示をしております。

参考になんですが、その月45時間、昨年は、先ほど町長答弁でもオーバーしている職員もおりましたが、今年度、そうならないように、各課長さんは各課員の仕事が均等になるように、ぜひ心がけるようにということで指示もしてありますので、今年度におきましては極力ないように指示をしております。

2点目ですが、3年目の問題であります。こちらにつきましては、各市町村、採用の方法が違うところもありますが、我が町におきましては、年度内に人事評価を行います。これ正職、任用職員含めて人事評価を行います。その人事評価の結果も含めまして、進退問題もお聞きして、こちらとすれば任用職員は継続で来ていただいております。

3点目の、医師の診断が必要じゃないかということで、昨年度なんですが、私が見る範囲では3月末に医師の記録表は頂いております、結果表は。こちら、今年度総務課が担当なものですから、担当職員とも話したんですけども、もしそのようなことがある場合には、速やかに産業医の先生と相談はしますし、まず、そうならないように、先ほど来話ししています、その庁議において各課長さんには伝えてあるんですけども、そういう職員が出ないように、ぜひ各課長の判断で、あと、よく職員を見てくれるように指示はしてあります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えします。

県とは別に、町の見解ということですが、例えば、年度初めの多忙な時期の時間外勤務を、これを夏休みに、例えばですけれども夏休みに調整するということになりますと、年度初めの時間外勤務を、これを追認といいますか認めることになりまして、多忙化解消の解決にはつながらないと思っております。むしろ、長時間労働を助長するのではないかと懸念もあります。ですから、そうした多忙な時期の業務内容の改善こそが、根本的な解決のために大事であると考えております。

それから、浅川小・中学校の状況ですが、実態ですが、学校だけではないとは思いますが、年度初めは学級とか学年における書類を整備したりということで、大変、いわゆる繁忙期となります。年度末におきましても、新年度の準備あるいはその年度の帳簿を整理したりとかということで繁忙期となります。比較的、夏休みといえますか、7月、8月、ここはまとまった休暇を取ることができるのではないかなというふうに思っております。

以上のような状況です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） まず、労働安全衛生法からいけば、360時間超える方の、いわゆる45時間を超える方の健康面の面接指導というのは必要です。労働安全衛生法にそれは明記されていますので、ぜひともその辺のところも今後、検討していただきたいなというふうに思っています。

それから、非常に産業医の職場巡視というのは必要なものです。どういったものが、環境的にここがこうだよ、あだよという指摘を受ける、それは医学の面からも併せてそういった巡視が必要ですので、ぜひとも、せっかく24万ほどの歳費を使ってやっているんですから、ぜひともその辺の組合せもですね。ただ、産業医の先生がお忙しいでしょうし、また、ほかのところの産業医も兼ねているでしょうから、その辺のスケジュールもあろうと思いますので、年度初めにそういったものの検討をぜひともやっていただいて、スケジュールリングを1年間決めていただいて、それで職場巡視をしていただいて、町は本庁を見たら、次は公民館等を見てもらうとか、そういったものでスケジュール組んでいただければいいなというふうに思っています。

それから、乖離の点については、私は別に監査のときの話をしているわけじゃないので、ぜひともその辺のことはご承知願いたいというふうに思っていますし、私、監査で知り得たこと何なのというのは、この議会で言ったことありませんので、その辺の話をしているわけじゃなくて、そういった乖離というのはどこのでも、私も民間の企業出身ですので、それも総務やっていましたから、そうすると、そういった乖離の問題というのはいろいろありました。それで、労働基準監督署なんかの立入調査等においてそういったことも指摘されたこともあったというふうに思いますので、周りの地域の企業でもありました。

そういったことで、ぜひともその乖離というものを、実際には時間というのは登庁時間と退庁時間、例えば退庁時間の5時以降、5時15分以降、もしその本人が遊んでようが何しようが、いたことは事実なんです。じゃ、そのいたことに対して時間外労働手当は払わなきゃならないと、これは基本中の基本だということで、そのために、じゃ企業とかほかの行政なんかもそうなんでしょうけれども、どういうことをしているかといったらば、もう強制的に今日はノー残業デーだからバチーンと電源を切るよと、そういったことをやっている会社もあります。いること自体が何をしようがしてしまいが、いた時間は手当は払わなきゃならないということになりますので、ぜひともその辺のところはつきりさせていただきたいなというふうに思います。

それから、3年目の公募問題、これは評価をして継続でお願いしているということなのですが、この公募問題がなぜこうやってクローズアップされているかという、2021年だったですか、21年、22年に会計年度任用職員ができました。それで2年たちました。3年目には新たに公募しようということになっているんです。だから、継続でも何でもいいんですけども、公募しなきゃならないんです。町全体で、これだけの任用職員を募集していますよという公募をしなきゃなんないんです。それをしているんですかねという話を私は聞いているんです。例えば、もうここ、昔からいる会計年度職員さんがいるから、よくやってくれるんであなたは継続しますよという話じゃないんです。全体に向かって公募しましたかねという、それが2023年の公募問題なんですよ。

ほかの市町村も多分、そんなにはやっていないだと思います、私も。と思いますが、規定はそうになっています。それは必ず公募してくださいねというふうになっていますので、ぜひともそのような見解がどうなのか、改めてお聞きしたいなというふうに思っています。

それで、次の質問にいくんですが、「笑顔あふれる住みよい町浅川」と、将来像によって様々な政策を打ち出し、実践していると思いますが、冒頭にも申し上げたとおり、町職員の皆様の頑張りに頼らざるを得ません。それぞれ持っているスキルを100%以上発揮し、なおかつ公務能率の適正化を確保するには、長時間労働やこれに起因する職員の心身の故障を是正、防止しなければなりません。町は、目標管理等で、上司とのコミュニケーションはとっていると思うんですが、先ほどありました、今年については総務課長さんのほうからありましたとおり、いろんな会議を含めて、町の打合せを含めてそういったことのないようにするんだという方向性は分かりました。重々理解しました。

ただし、その中では各個人の職員の皆さんの、前も一度言ったことあるんですが、業務内容、いわゆるその人がどんな仕事をしているんだというものを1回洗いざらい出してもらって、それで上司の方が公平にいくのかどうか。こちらの人に偏っていないかどうかという判断も必要なんじゃないかなと思う。だから、個々の総務課だとか保健福祉課だとか、企画商工課だとか、いわゆる税務課だとかいろんな中で、じゃこの人はこの仕事とこの仕事やっているんだと、この人はこの仕事やっているんだというふうな洗い出しをぜひとも1回やっていただいて、やっているんだと思うんですが、ぜひともそういったものを机上に上げていただいて、それで打合せの参考にさせていただきたいなというふうに私は思っています。

それで、浅川町も少子高齢化が大きな問題としてあります。町職員でも民間でも長時間労働は健康の確保だけでなく、仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因になっています。ですから、これは高齢者が働きやすい、女性が働きやすい、そういう町にするには、まずは長時間労働の是正というのは喫緊の課題であり、これは職員のみならず民間でも同様だというふうに私は思っています。

それで、本題とは若干ずれます。これ、若干ずれて本当に申し訳ないんですが、キッズウィークという取組を町は認識していますでしょうか。これ教職員の方ですね。教育長さん認識していますでしょうか、キッズウィーク。これは、相当数の自治体が行っています。夏休みなどの、先ほどちょっとちらっと出ました。夏休みにそこに大きく休暇を取るんだという話がありました。夏休みなど児童・生徒の長期休暇を分散させることで、例えば夏休みの2日間を地域の休日にするとか、子供が家族と過ごせる時間をつくるだとかということがあり

ます。例えば、学校の夏休み1日を違う月、例えば8月じゃなくて10月だとか11月に、違う1日をもって振り替えて、そこで、地域もそういうふうな休みにして親子で何かに参加できる機会をつくるだとか、こういったキッズウィークというのが、全国的に今大きく取り上げられてやられています。こういった、浅川町でキッズウィークを含めて、これ参考までなんです、本当の参考までに、こういった取組をどう思うか、ちょっと教育長さんの見解をお伺いしたいなというふうに思っています。

これは、キッズウィークというのは休み方改革ですので、働き方改革とは表裏一体、同一に考えるものじゃないというのは重々分かっているんですが、そういうことをやれば地域ぐるみ、それから町ぐるみでいろんなことができるんじゃないかなと、方向性の問題です、ということをお聞きします。

最後に、町民一人一人が地域で働く、住んでいる、学んでいるという希望の持てる町づくりをするには、働き方改革は絶対的に必要な課題と思いますが、町長さんの見解、伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に、ちょっと、私なかなかついていけないです、本当に言って。要件、最後だけよく分かりました。働き方改革、これは、もうここ数年は働き方改革も物すごく変わってきています、世の中。そして、今、残業をしない、させない、これはもうここ数年、やっぱり議員さんもよく知っていると思います。それで、以前ほど夜遅くまでは電気はついておりません。そして、またここ数か月はよくご存じだと思います。今残業はやっておりませんので。そしてまた、いかに早く帰って家庭団らんしていただきたいとか、若い人たちには自分の時間をつくっていただきたいということをよくお話をしておりますので、その働き方改革は今、進んでおります。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、お答えいたします。

町のほうには4点のおたがしがあったと思うんですが、1点目、2点目につきましては、議員さんおっしゃったとおりなんで割愛させていただきます。

3点目なんですが、任用職員の更新、こちらにつきましては、先ほど言いましたとおり令和5年度はスタートしております。任用職員も多数おります。私も今年度からこの立場なんですが、私の記憶とすれば、公募は補充分の公募をしております。継続の方には、先ほど言いました人事評価を実施してやるかどうかを確認、各所属長がしまして、それで継続で実際のところ任用職員を採用しているところになっております。

これ、私もちょっと以前に調べたときもあるんですけども、法律的には、必ず公募をかけなきゃいけないのかどうか、ちょっとそこは定かじゃなかったんですけども、こちらとすれば継続で採用しているのが実状となります。

それと、最後4点目なんですが、各課の職員の仕事量、業務量の多い少ないあるんですけども、こちらにつきましては、毎年度当初に各課長、所属の各課長より誰々係長はこういう仕事、誰々主事はこういう仕事という、事務分掌というんですけども、担当の事務分掌というやつを出してもらっています。こちらにつきましては、私その庁議のときにも言っているんですけども、年度スタートで、じゃ担当これと、がちっと決めるんでなくて、年度途中でどうしてもその人が慢性的に残業のときには、マイナーチェンジをして仕事を分散させるようにしてくれないかということも指示しております。ですので、課において、その同じ課の中で1人の

職員ばかりがいつも残業している、1人は定時と、こうならないように、うまくバランス、ならせるようにしていただきたいということも指示はしております。

ただ、まだ2か月、今3か月目スタートなんですけれども、私のほうでは勤怠システムで全職員の朝来た時間、帰る時間、把握しております。ですので、今様子は見ていますけれども、これで6月、3か月経過したときにあまりにも目立つ場合には、こちらでは個別の担当課長と話はしたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えします。

議員さんおっしゃいましたように、例えば夏休みの代わりに10月とか、別の月に休みを振り替えるということは、これは可能だと思います。ただ、例えば親子で参加する行事をやるということになりますと、家庭の事情とか、例えば保護者が休暇を取れるのかどうかとか、家族行事と重なっていないかとか、いろいろ課題もあるかと思えます。そういった課題を整理する必要があるかと思えますので、その辺。ただ、課題を整理した上で検討することは可能だと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

そういうことなんですよね。学校単体でどうのこうのしても、問題の解決、問題というかそのあれにはならないということで、これは、ですから先ほど来から言っているように町ぐるみなんです。だから、町ぐるみで企業さんをお願いするだとか、商店街の皆さんをお願いするだとか、そういった関係と町がイニシアチブを取ってそういったものを率先してやっていくと。それに学校が付随して合わせるというような形だろうというふうに思っていますので、そういったことがもしいんだと、いい方向性だねというのであれば、ぜひとも検討していただきたいなというふうに思っています。

それから、今、総務課長さんからあるありましたけれども、私が言いたいのは、町職員の各位のモチベーションですね、これが下がりはないかという、時間外手当云々の話の中で、下がりはないかという心配があるものでこの話をさせていただいたんです。ですから、いわゆる働いた時間は正しく評価してやる、これが必要だろうというふうに思っています。ですから、まずは労務管理を適正に管理すること、今いろいろ言われたこと、それが先行してやることなんですけれども、もしそういったことであらかじめ時間外勤務や職員からの自己申告された勤務時間と実際の乖離が出た場合には、内容を確認の上、実際の勤務時間に補正してその手当を支給してやるということが必要なんだろうなというふうに思っています。

浅川町、いろんなことでいろんな問題も、いろんな同僚議員からもいろいろな質問があったとおり、いろんな問題を抱えているし、財政的にも厳しいのは重々承知の上で、ですから町職員の方の一人一人の働きがこれからの浅川町を決定づけるんだというぐらいの気持ちで、ぜひ働いてもらうためには正しい評価をしてやる、時間もそうですけれども評価、いわゆる一般的な評価もそうですけれども、正しく評価してやるということが一番重要なんじゃないかなというふうに思っています。総務課長さん、積極的にその辺のことはやっていただけたらというふうには聞いていますので、ぜひともその辺の方向性で、職員の一人一人の皆さんが、不満が出な

いような形、正しい、先ほどから何回も言って申し訳ないんですけども、正しい評価をしてやるということが必要なというふうに思いますので、ぜひともその辺のことをよろしく願いして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順6、2番、菅野朝興君、（1）米農家が儲かる農業をする為の方策はの質問を許します。

2番、菅野朝興君。

〔2番 菅野朝興君起立〕

○2番（菅野朝興君） 米農家が儲かる農業をするための方策はということでお伺いいたします。

以前、町長は「儲かる農業」ということでお話をしておりました。それに対して具体的な方策はあるのかということ、何点かお伺いをいたします。

1点目は、まず町内では水田の水の供給に課題のある地区が何か所かございます。町は、そのような箇所に対してどのように考え、対策は考えているのかということでございます。

2点目は、後継者がおらず不安を抱えている農家の方もおります。意見交換会などを開き、農家の方の不安を和らげるべきではないかと思えます。

3点目ですが、米を町内の学校等の施設や会社の食堂、町外の会社や施設に納品するなどできるのではないのでしょうかということです。

4点目は、これからの担い手に、大規模経営等をしている農場に視察研修をするなどしてもらってはどうかということでございます。

5点目については、よく売れている漢方資材米のネーミングの変更を促してみてもどうかということでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これもちょっと答弁が長くなりますので、できればメモを取っていただければと思います。

1点目につきましては、農業用水の供給や調整については、その水利の受益者で組織している水利組合などが管理しているものとなります。町においては、町で造成したため池の管理をしており、不具合や破損などがあれば、随時対応してまいります。

また、地域全体の要望として、新たなため池造成などがあれば、相談に応じていきたいと考えております。

2点目につきましては、後継者不足の問題は日本全体の問題でありますので、国において、高齢化の中でどのように農業を進めていくか、集落の話し合いに基づき作成する人・農地プランを打ち出し、町では令和2年度に人・農地プランとして各集落の計画をまとめました。

また、令和4年度に農業経営基盤強化促進法が改正され、農地利用の将来像を描く地域計画の策定が市町村に求められています。前回の計画作成と同じく、各集落の農業者との座談会などを開催して、地元の話合いに応じて計画を作成したいと考えております。

3点目につきましては、町内学校の給食には、原則的に全て地元産の米を使用しております。町外において

は、町産品を販売していただけるよう各所に働きかけしており、例えば石川町の母畑温泉八幡屋さんでは、町特産の漢方資材米をお土産物として売店で販売していただいております。

また、JAと連携し、首都圏などへトップセールスで働きかけ、地元産品をPRしているところであります。

4点目につきましては、昨年度は認定農業者の方たちと茨城県へ農業関連施設などの視察を行っております。また、農業法人の代表者を講師に講演会をしていただき、今後の農業について学習する場を設けました。今後、JAなどの関係機関と認定農業者の方々と協議して、研修や学習の機会を設けていきたいと考えております。

5点目につきましては、以前より漢方資材栽培米という名称そのものでは分かりづらい、人目を引きづらいというお話もありますので、新たな名称、愛称となるものをつける方向で、JA、生産部会と協議をしているところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、菅野朝興君。

○2番（菅野朝興君） すみません、いろいろ聞かせていただきまして。

1点目につきましては水利組合が管理しているということで、町はため池を管理していると。要望があればいろいろと対策をしたいということでございますので、様々な、このため池だけではないと思いますので、様々に対応していただければと思います。

2点目につきましては、座談会等やっていったほうがいだろうということでございますので、ぜひそういうものを開いていただいて、お困りの方の不安を和らげていただければと思います。

3点目につきましては、町で給食では使っているということですが、そのほかのところで、そこでもお米をどんどん、浅川町のお米をやっていききたいということでございまして、ぜひそれを、働きかけをずっとやっていただければ、強化をしていただければと思います。

そして4点目については、視察は行っているということでございますので分かりました。

5点目については、ネーミングの変更という部分で、やはりこれを機に新しく変更したことによって、さらに漢方資材米がたくさん売れていくというようなことになるように、何かやっていただければと思います。

2点目について、ちょっと戻るんですけれども、地区によっては知り合いの農家の方に生産を依頼しているというようなことでやっている方もいます。様々な方向性があるかと思います。そして、またちょっと5点目に戻るんですけれども、この漢方資材米、そのネーミング変更もあるんですけれども、このお米の作り方、ほかのお米との作り方の違いなどの説明書をつけたほうがよいのではないかとというようなことでございまして、この付加価値を明確にして差別化することで、販売の開拓がまたできてくるのではないかとということでございます。

そして、現在、日本は食料の自給率が低下しております。先進国では、真の独立とは自国内で自給自足できてこそという旗印の下に、食料の生産者に多額の予算がつけられています。生産に係る費用の70%や80%の手厚い予算がつけられ、国の保護の下に食料の自給が守られています。ですが、日本ではどうでしょうか。赤字を出しながら生産している農家の方もいると聞きます。これでは話になりません。これでは次世代の生産者は生きていくことができないと思います。

まして、家族を持つこともできないのではないのでしょうか。農家を守り、食料を確保していくということは、全ての国民の命を守るということです。これは民間ではできませんので、県や国に自給率を上げていく方向にシフトチェンジするように、速やかに強く要望すべきであると思いますが、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ため池等を守るというのは当然であります。水は大事でありますので、今後とも水路等を守っていきたいと思っております。

そしてまた、座談会については、当然、地域の方々と担当者は座談会をするべきだと私も思っておりますので、恐らく座談会する方向でいくと思っております。

また、ネーミングについては、当然、恐らく今検討していると思っておりますので、ネーミングを変えたら、その説明書などをつけると思っておりますので、ご期待していただきたいと思っております。

また、最後に自給自足、農業を守るというのは、この問題も何回も何回も10番議員から言われているところなんです、本当に。これ、自給自足、そして農業を守るのは、私は当たり前だと思っております。私もこの自給自足を増やしていかなくちゃいけないと思っておりますので、今後、農業の方々といろいろ座談会をしながら、前に進めていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 2番、菅野朝興君。

○2番（菅野朝興君） とても前向きなご意見をたくさんいただきましたので、町長のお力を使って、多岐にわたって頑張っていただきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。答弁は結構です。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）町内の観光名所を積極的にPRすべきの質問を許します。

2番、菅野朝興君。

〔2番 菅野朝興君起立〕

○2番（菅野朝興君） 町内の観光名所を積極的にPRすべきということでお伺いいたします。

現在、浅川町には素晴らしい観光名所があります。しかし、まだまだ認知されずに埋もれてしまっている状態にあるかと思っております。何点かお伺いいたします。

1点目は、名所への看板を増やすべきということで、例えば、町内であれば118号線沿いか、さらに拡張して考えて鮫川村の境や白河の境のほうに、浅川町への誘導看板を設置してはどうかということでございます。これは、小貫の即身仏や破石やあやめ園など、様々なものが、素晴らしいものがありますので、これを認知していただくというようなことでやってみてはどうかということでございます。

2点目につきましては、フォトコンテストが開催されますが、これは地元の写真の愛好会の方の協力も得たほうがよりスムーズにいくのではないかとということでございまして、ご質問をいたします。

3点目は、県内周遊ツアーの一角として、観光会社に売り込みをするなどしてはどうかということでございます。外国からの観光、インバウンドも視野に入れてみてはどうかということもございまして。

4点目には、小貫の即身仏では今はやりのご朱印や交通安全ステッカーなどを考案してはどうかということでございます。

以上でございます。お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、観光に関する案内看板は、来町者を呼び込み、にぎわいを創出するためには不可欠であると考えております。今年度は、城山及び即身仏の看板を更新する考えでありますが、設置場所については、ご意見を踏まえながら、効果的な看板となるよう設置してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、商工会、新聞社、愛好家の方々からご意見をお聞きしながら開催したいと考えております。

3点目につきましては、こおりやま広域圏の事業として、地域体験ツアーが実施予定となっております。ツアーでは、玉川村、石川町、浅川町を巡るコースも計画されておまして、本町では体験活動と昼食を予定しております。外国からの観光につきましては、観光看板作成の際にも検討していきたいと考えております。

4点目につきましては、製造方法や販売方法等を保存会や商工会等と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 2番、菅野朝興君。

○2番（菅野朝興君） そうですね。1番について、城山、即身仏の看板は今年予算がつきまして、設置していくということでございますので、本当に効果的な人通りの多いところに設置していただければと思います。城山についてはトイレも新しくなり、新たに看板を設置すること、PRの強化がされ始めているかと思いますが、見晴らしという点ですが、議員の皆さんでこの間新しくできたトイレのところに行ったんですけども、もうちょっと見晴らしをよくできるのではないかとということで、木の伐採の部分ですね。そこをもう少しすれば、もう少しすばらしい頂上からの見晴らしになるのではないかとというような意見が多数出されていたので、この点も検討したほうがよいのではないかとということでございます。

そして、即身仏の看板には、日本随一の即身仏とか、上野東京博物館など大都市で展示されたことなどをPRするなどされたほうがよいのではないのでしょうか。

そして、2点目については分かりました。愛好会等のお力を借りていくようなことでやっていただければと存じます。

それで、3点目につきましては、これはコラボということになるんですけども、近くの温泉や宿泊施設、ほかの観光地との連携ということで、母畑温泉、滝桜、小松寅吉の狛犬巡り、そして須賀川の牡丹園とかいろいろあるかと思いますが。最近、御朱印巡りというようなことではやっておりますので、そのご朱印巡りの一角として、これもできるのではないかと思います。

そして、また今年には町内でロードレース大会が開かれます。参加者は過去最高で、先ほどもほかの議員の方から言われておりますが、1,600名を超える参加者となっております。浅川町を知っていただけるチャンスとなっているわけでございます。その会場には、城山や花火、即身仏などのパンフレットを置いたり、米や野菜等を販売するなどの取組等はあるのかということをお聞きしたいと思っております。そして、レースの入賞者には吉田富三記念館のチケットを配布するなどの工夫があってもよいのではないのでしょうか。

また、レース完走者には割引や無料で即身仏や破石、あやめ園などへ観光バスでピストン輸送などのサービスをしてよいのではないのでしょうか。浅川町での思い出づくりと広く全国への宣伝にもなるかと思っております。そのほか、現在、浅川町では各種の行事で写真の撮影はしているかと思っておりますが、これに足して動画の撮影も

できるのではないかと思います。行事だけではなく、町内での楽しみ方の動画を撮影したり、町内外の人にそれを発信、PRしていくことができるのではないかと思います。これは、そんなに予算をかけずとも、町の職員の方でもそれを撮影して編集したりするのは、今どなたでもできるようなソフトがございますので、それで編集等もできるかと思っておりますので、今は写真プラス動画ということで、そういう流れもあるかと思っておりますので、それについてお伺いします。

あと、前から言われている町のお土産品の開発は進んでいるのかということをごさいますて、もし進んでいるのであれば、これはもうどんどんとためらわずに出していったほうがよいのではないかと思います。ちょっと、足して足してになっているんですけども、1番議員も言うておりましたが、拠点づくりということでございまして、やはりこの浅川町は拠点が無いというようなことをごさいますて、大きい駐車場、そしてトイレですね。それに、最近であれば直売所、そこに直売所をつけて、町の生産したものをそこに置いておくというようなことで、土日に限らず、大変やはりにぎわいますので、そういうことも必要ではないかということをごさいます。お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 全てお答えできるか分かりませんが、抜けていたら申してください。

まず、城山の看板づくりは当然、今検討しているところで、本当に分かりやすいような看板はつくりたいと思っております。それと、城山の頂上から見ると木が邪魔だと言いますが、最近、木の伐採はやっているはずで。そして、私も下から確認しておりますが、頂上はよく見えるはずで。そしてツツジが満開なのも、今年度はよく見えたと思っております。

なお、もう一度、本当に下から見て、担当課と見て、本当にどこが見えづらいかを実施していきたいと思っております。

あと、広域連携。広域連携は、これ我が一つの町だけではできません。やはり観光巡りするためには、本当に広域連携が必要です。八幡屋さんとか、いろんなホテル関係、旅館関係と、今、会うたびにお話をしております。今一歩も二歩も前進していると思っております。もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

あと、このロードレース、全く2番議員が言うとおりで。本当にPRができて、お土産も売れて、様々な面で町がPRできる場所だと思っております。それで、いろんな面で今取り組んでおりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。必ずいい結果が出ると思っております。

あと、今お土産品は進んでいるのか。これも、もう2年前から言われております。確かに、今品物はできておりますが、今どこで販売するのか、本当に町独自で販売できるのか。これ、なかなか難しいんですよ。ですから、これも本当に同じ答弁になるかもしれませんが、今、お土産がある程度できておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

それで、最後に拠点づくり、これも1番議員と同様、今いろんな面で担当課とお話をしておりますので、これももうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、菅野朝興君。

○2番（菅野朝興君） そうですね、様々な点でもう少しで発表できたりというようなものがあるということで、

ぜひ前に進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。答弁は結構です。

ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順7、3番、兼子長一君、（1）介護職員の待遇改善を関係機関に求めるべきの質問を許します。

3番、兼子長一君。

〔3番 兼子長一君起立〕

○3番（兼子長一君） それでは、私の質問をさせていただきます。

介護職員の待遇改善を関係機関に求めるべきということで、3点ほど質問させていただきます。

いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題が今指摘されております。今後、介護を必要とされる高齢者が急増することが懸念されている状況で、介護職員の人手不足や業務負担が増えることが予想されることからお伺いをいたします。

1点目ですけれども、介護職員の給与は業務に見合った金額になっていないとの声を多く聞きますが、石川福祉会や町社会福祉協議会職員の待遇について、町長の認識をお伺いいたします。

2点目、町長は国や県、石川福祉会などへ職員の待遇改善について強く求めるべきと思いますが、お考えを伺います。

3点目、石川郡内の町村長と石川福祉会とで運営などを協議する場は設けてあるのでしょうか。

以上、3点お伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、国において介護サービス事業所に対し、資格要件や職場環境要件等を満たしている場合には、毎月の介護報酬に介護職員処遇改善加算をつけております。この加算の中には、算定要件に応じて月額1.5万円から3.7万円相当の加算額であり、月額9,000円相当の基本給のベースアップ等に使用することを要件とするものもございます。

石川福祉会や町社会福祉協議会職員に限らず、介護業界全体において離職者が多く、介護人材不足になっていることから、介護職員全体のさらなる賃金水準の底上げが必要でないかと考えております。

2点目につきましては、介護職員の処遇改善については全国的な課題でありますので、国に対して介護職員全体の賃金水準の底上げとなるよう、石川地方5町村まとまり、町村会を通し要望してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、石川郡内の町村長と石川福祉会とで運営などを協議する場につきましては、石川福祉会理事長が郡内町村長会議に出席し協議する場はございます。しかし、重要な案件があるときには、石川福祉会理事長が5町村長を個別に訪問し、直接説明をいただき、協議する場合もございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 町長の答弁、明確なことで分かりました。

それで、この介護職員処遇改善加算という、国から来るそういうものが、これ令和3年度からこういう加算

の制度ができて、これ各施設に当然行っているわけです。そういった中で、果たして末端のそういう職員にこの加算分が行き渡っているのかどうかというのが、今、これがまさしく問題点でありまして、こういった点は、これは各施設の運営にも関わる問題で、一概に私どもがどうだこうだとは言えない面もあるわけですが、やはりそういう加算の制度があるわけですから、これをきちんと一人一人の介護職員に行き渡るような、そういう強い意見、これをやっぱり現場から求めると。国・県へですね。さらなる要望をしていくべきというのが私の、この今回の質問の趣旨であります。

先ほど言った団塊の世代、これ今日本全国で800万人いるそうです。こういった方たちが2025年になると、いわゆる国民の5人に1人が後期高齢者になるということで、おのずと介護を必要とされる方が増えてくる。そういった中で、この介護職員の人手不足が果たしてどうなるのかと。実際、介護の現場はこういった給与の面、いろんな労働環境の面で、せっかくそういう仕事に従事したにもかかわらず離職、退職されてしまうという、そういう現実があるわけですね。そういった中で、いかに国・県、町も含めてそういう方たちへの支援を図っていくかというのが今後の問題だと思います。

本当に介護職員の方は、あの人たちの働きぶりを見ますと、本当に献身的に、そういった介護を必要とする方たちへの思いというんですか、働き方を見ていると、本当に私、つくづくあまりにも待遇が悪いというのを実感している、そういう状況でございます。

今、町長言ったように、月3万円とか、これ介護福祉士の資格を持っている方は月3万円の増額、それから通常の介護士の方は月1万5,000円。ただ、これもいろんな条件がありまして、10年以上勤務していないとこの制度該当しないんですよ。ですので、10年以上勤務しないで退職されてしまう人もいますわけですね。あと、これいろいろ私、独自に調べましたけれども、介護職員の給与体系は、どことは言いませんけれども、通常、行政職員ならば1級から6級までという給与体系になっているわけですがけれども、福祉に従事するそういう職員の給与体系はどれも1級から3級までしかないということで、ある一定の号給までいくともう昇給しないという、そういう実態なんですね。

だから、これを町長はご存じなのかどうかということで、この町長の認識を伺いますということでさっきご質問させていただいたんですが、その辺の町長の認識について、再度質問させていただきます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 介護職員の処遇改善については、末端へと行き渡ったのかということではありますが、私はいったとは思っておりますが、でもまだまだ足りないと思っております。これは、私、本当に介護職員の給料安いというのは、私これ本当に議員のときから言っているんですよ。それでいろんな方々に、将来は必ず介護職員がいなくなりますよ、離職しますよと言ったのが現実になっているんですよ。やはり、今介護職員いなくなって離職が多いからといって、急にやってもできない問題ではありますが、ここ数年は少しずつよくなってきているのは事実であります。それで、今後も私は本当に強く、県あるいは国のほうに要望してまいります。

あと、社協は1級から3級までしかないというのは認識しております。本当に、これも改善が必要かなと思っております。これ、我が浅川町だけではないと思っております。やはり今、福祉会を通して、いろんな面で給料面は、今、話をしております。そしてまた私の口からも、町村会を通して、理事長と今お話をしているところであります。

今後も、少しずつよくなっていくのは間違いないと思っておりますので、様々声を上げていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） そうですね、町長答弁のとおり、今後本当に介護職員がいなければこの福祉の問題、非常に困った状況になると思います。町長が言うように、福祉は衰退させないという言葉のように、ぜひ、町長のそのリーダーシップをとっていただいて、関係機関に働きかけていただきたいと思います。

これ確かに、直接我々現場でこう言うのも大事ですけれども、これはやっぱり根本的には国がもっとこういうものについて、現場に目を向けて、必ず各そういう介護施設の運営の面で、職員にきちんとこういう国の加算制度というものが行き渡るように、明確にうたうというんでしょうかね。今、多分、一括で施設に加算金をよこすと思うんです。ただ、これを人件費に充てなさいとか何かという、そこまでの条件まではつけていないように私聞いています。一括で幾らとよこしているだけで、あとはその使い道は各施設の裁量権に入るといって、これがやっぱり問題だと思うんですね。

ですから、きちんとそういったもの、人件費に何%使いなさいとかという、そういう明確な加算の制度、それをやはり国・県にもっと求めていただきたいと思います。そういった点で、最後、もう一度町長の見解を伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 全く兼子議員の言うとおりでございます。先ほど申したとおりに、介護職員の処遇改善については、とにかく全国的なものでありますので、国・県のほうに本当に強く働きかけていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）吉田富三記念館の今後の運営体制についての質問を許します。

3番、兼子長一君。

〔3番 兼子長一君起立〕

○3番（兼子長一君） 吉田富三記念館の今後の運営体制について質問させていただきます。

吉田富三記念館は、ふるさと創生事業として平成5年10月に開館いたしました。吉田富三博士の偉大な業績を紹介し、現在まで多くの方々を訪れております。浅川町の文化発展に寄与してまいりました。

また、開館以来、館長としてご尽力いただいた故内田宗寿氏に敬意を表します。

そこで、3点ほどお伺いいたします。一般財団法人浅川町吉田富三顕彰会の理事長でもある町長にお伺いします。

1点目、記念館の運営は、今後、新館長選任を含めどのような体制で進めるのか。

2点目、記念館は地域間交流や地域資源において重要な施設であります、どのように生かしていくのか。

3点目、記念館は教育の面でも重要な施設であります。児童・生徒や学生に向けて、現在の事業以外にも展開する必要があると思いますが、お考えはありますか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、一般財団法人吉田富三顕彰会の理事や評議員により検討されるものと考えておりま

す。

2点目につきましては、吉田富三記念館は吉田富三博士の偉業を後世に伝えるために建設され、町にとっては重要な観光資源であるとともに、重要な地域間交流の施設ともなっております。さらなる交流を深めるため、各種団体等と協力しながら特別展等を開催していきたいと考えております。

3点目につきましては、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

3点目につきましては、文部科学省は健康教育の一環として、がん教育の推進を掲げています。がん予防につきましては、子供のうちから望ましい生活習慣を確立させることが大切であるからです。これまで、吉田富三記念館の見学と保健センター職員や医療関係者の講話を組み合わせ、健康教育を行ってきていますが、今後も、町の貴重な施設を生かしたがん教育のさらなる充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 1点目ですけれども、今の答弁ですと、この顕彰会の理事会と評議員会で新しい館長の選任ということの答弁だったんですが、この理事会と評議員会というのはこれから開催なんですかね。いつ頃開催されるのでしょうか。それで、その場で新しい館長を選任するかどうか、その辺、再度お聞きいたします。

それから2点目の、このいわゆる地域間交流の資源で重要な施設、これは当然町長も認識されておまして、先ほど来から各議員が質問しているように、関係人口、交流人口、こういったものについて質問ありましたが、まさしくその一つを担うものがこの吉田富三記念館であります。

いろんな浅川町の見るところを巡って、それで記念館でさらにそういう吉田富三博士のそういう研究成果とか、それから今教育長答弁したように、がんに対するそういう健康教育、そういった場をそこで、サロン風というんですかね、そういったものでそこでこう見ていただくという、まさしくそういう施設だと思うんです。ただ、平成5年開館以来、そのときがまさしくその目標だったんです、私、多少、業務としてその当時、担当として関わりましたからあれなんですけれども。ただ、文化的なものなので、なかなかその辺生かしきれなかったというのが実情だと思うんですよ。

ですから、今度新たな館長選任を機会に、もっと原点に戻ってそういうもの、吉田富三記念館をどう生かしていくのかというのがこれからだと思うんですよ。今までやってきたことも大切ですよ。いろんな学会、がん学会とかのパイプが太いですから、そういったものを生かすのも当然ですが、さらにもっとそういう原点に立ち返っての、吉田富三記念館としての役割をもっと生かしていくべきだと思います。その辺について、再度町長のご認識をお伺いいたします。

それから、教育長答弁で今ありましたように、がん教育やら健康教室ですね、そういったものもさらに今後充実して進めていきたいということと、それから、吉田富三子ども科学賞と詩を書こうコンクールですね、こういったものも継続してやっていただきたいと思います。それ以外に、児童・生徒に向けての何かイベントといたしましうか、そういったものをお考えがあるかどうか、再度お聞きします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、町長ですので理事長の立場ではありませんが、記念館の館長については、恐らく理事、評議員で決めるとは聞いております。それで、理事会は5月31日に行つたと聞いております。それで評議員会が6月21日に開催されると聞いております。そういう中で、いろんな面でお話ししていくと思っておりますので、少しの間注目したいなと思っております。

あと、今後どういうふうにして生かしていくのか、これ本当に私、町長としても大変楽しみにしておりますが、いかんせん、理事、評議員が決めることですので、私の口からはちょっとなかなか申し上げることができませんので、もうしばらくすると決まりますので、お待ちいただきたいと思ひます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） では、お答えいたします。

議員さんから、児童・生徒の何かイベントをとということですが、私もその点では学校教育、それから社会教育、これを行うことのできる貴重な施設であると思っておりますので、いろいろと考えていきたいと思っております。

理事会におきましても、子供たちにこういうのをやってほしいなんていう、そういう要望も実は出ておりますので、今、具体的に私からこれをやりますという具体的なイベント名は申し上げることはできませんが、子供の体験教室とかいろいろ考えられることがありますので、今後検討をしてみたいと思ひます。

今まで以上に、学校教育、社会教育と連携した、そういう運営が大事になってくるのかなというふうには私と思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 評議員会が6月21日に開催されて、その場で新しい館長が選任されるということのようですので……。

○町長（江田文男君） 選任されるとは言っていないからね。まだだいたいやっていないのだから。それは駄目ですよ。

○3番（兼子長一君） 失礼しました。そういうことになっている状況ですので、ぜひ、新しい館長さんにはそういう点で、いろんな運営の展開ですね、そういうものを期待したいと思ひます。

それから、教育長の答弁の中で、今まで以上にさらにやっていきたいということで。かつて教育長が浅川小学校長時代の博士の演劇、児童がやりましたね。ああいったものの復活といひましようか、ああいう取組といひのはどうでしょうかね。その辺の、いろいろ、これは課題もあると思ひますが、あれは私大変よかつたなと思っておりますので、またそういうふうなものを取り組むのもいいのかなと思ひますので、その辺、どうでしょうか。再度お伺ひします。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 検討したいと思ひます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○3番（兼子長一君） はい。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順8、9番、上野信直君、（1）保険証を廃止し問題続出のマイナカード保険証を強制することに対する認識を伺うの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 質問通告後に状況の変化がありましたけれども、通告どおりに質問をいたします。

政府は、健康保険証を来年2024年の秋に廃止をし、マイナンバーカードに一本化する考えだと言われています。このことに関して、4点伺いたいと思います。

1点目ですが、既に実施をされているマイナンバーカード保険証で、様々なトラブルや懸念された情報漏えいなどが起きていると相次いで報じられています。町長はこのことは認識しているのでしょうか。伺いたいと思います。

2点目です。ポイント付与などでマイナンバーカードの普及を図っていた最近まで、政府はマイナ保険証が普及しても紙の保険証はなくしないと、こう言っていました。町でも町民には、問合せがあればそのように説明をしていたと思います。しかし、それは反故にされて、2024年秋には紙の保険証はなくなって、希望してもらえなくなってしまうのでしょうか。伺いたいと思います。

3点目です。個人情報に国家に集められ、漏えいの危険にもさらされることの懸念から、マイナ保険証を拒否する人は、マイナ保険証を申請しなかったら、医療保険で具体的にどのような扱いを受けるのでしょうか。伺いたいと思います。

4点目です。健康保険証を廃止して、マイナカードをつくりたくない人にもマイナカードを強制する国のやり方について、町長はどうお考えなんでしょうか。認識を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これも答弁長くなりますので、ご了承願いたいと思います。

1点目につきましては、マイナ保険証で別人の医療情報がひもづけられた事例をはじめ、マイナンバーカードをめぐる個人情報流出につながる様々なトラブルが発生していることは認識しております。

2点目につきましては、国はマイナ保険証での受診を基本としつつも、マイナンバーカードを取得していない人や紛失した人などに資格確認書を交付し、持たない人でも保険診療を受けられるようにする方針であります。資格確認書は、本人の申請に基づき発行され、今までの保険証同様に、氏名・生年月日・被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載されます。

3点目につきましては、初診の受診のときにマイナ保険証の場合は6円、従来の保険証の場合は12円となり、マイナ保険証で受診すると6円安い初診料となっております。

しかし、マイナンバーカードの取得については任意であり強制ではありませんので、これ以外では今まで同様の取扱いで変わりはないと考えられます。健康保険制度として、マイナンバーカードを取得するか否かにかかわらず、必要な保険診療を受けられることは、これは当然のことであると考えております。

4点目につきましては、マイナンバーカードの一体化については、診察時に健診あるいは服薬の状況、これまでの過去の状況などを確認でき、よりよい医療の提供につながるのではないかと期待もございます。

しかし、一方で、マイナンバーカードは本人の申請に基づいて交付されることが原則ですので、取得を強制するような措置を取るのとは適切でないと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目ですね。マイナンバーカードの保険証が実施をされて、様々な問題が続出しているということは、町長も認識をされているということでありました。マイナカードを使った本人確認で、医療機関でマイナカードをこう入れて、保険に入っていますというふうに表示されるのが普通なんでしょうけれども、無効とか該当者なしと、そういう表示がなされたというのが全国保険医団体連合会の医療機関への調査で1,575件見つかったと。いっぱい見ついているんですよ。まだそんなに広く普及していないのに、もうそんなに不具合が出ている。そのうちの多くは一緒に紙の保険証も持っていたから、そちらで資格確認できたので保険適用の医療を受けられたと、こういうことなんですね。紙の保険証があったから助かったということなんですよ。

これ紙の保険証がなかったらどうなりますか。窓口で10割負担ですよ。あとで保険に入っていたことを証明するものを持ってきて、保険分を返還してもらおうと、こういうことになると思うんですけども、とんでもない事態になると思います。

それから、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、他人の保険情報がひもづけられている。これ、衆議院の審議の後に、後にですよ、前々から国は分かっていたのに、後になって審議後に7,300件以上あったと、こういうようなことを発表しました。審議の前にも隠していました。そういうやり方で国会の審議を進めて、あつという間に国会通ってしまったので、町長もその後の答弁でいろいろ誤解をされているなど、認識が足りないところはあるんですけども、この後指摘をしておきますけれども、そういう状況があります。

うち5件は、ほかの人の薬剤情報とか医療情報とかを実際に医師が見てしまったと。それを医師が診断して、この人はこういう病気なんだから、じゃこの薬出そうと言ってとんでもない薬出したら命に関わる、こういう事態だったと、そういうことまであったということなんですよ。

そういう混乱の中で、今、何かこう無理やり進められようとしているということは押さえておいていただきたいというふうに思います。

2点目、お尋ねをしました。マイナンバーカードが普及しても紙の保険証はなくさないよと、こういうふうに言っていたと。でもこれ反故にされるんですかという質問には、資格確認書という、これ紙ですよ、これを出すから大丈夫だというような話だったと思うんですけども、資格確認書が出されるのは特定の高齢者の方とか、ごくごく一部の握りの方だけなんです。例外的に出されるだけなんです。みんな誰でも希望すればそれがもらえるなんていうもんじゃないんですよ。だから、マイナ保険証が一本化されれば、どうしてもマイナンバーカードつくって、それとマイナ保険証持たないと、医者に行ったら10割払うようになってしまう。こういうふうになってしまうというのが、この法律の中身なんですけれども、審議があまりにもずさんだったために、国会では法律が通ってしまった。こういう状況にあることを認識していただきたいというふうに思います。

医療機関で、私だったら国民健康保険ですけども、国保に入っている人が窓口に行ったら3割じゃなくて10割払えと言われるのは、それは私が国保税を滞納していて、資格証明書しか持っていないとき。そのときはそ

ういうふうなことになるんじゃないかと思います。後で町に保険分を返還請求すると、こういうことになるんだと思いますけれども、まさに国がやっているのは、マイナ保険証をつくらない人は国保税の滞納者と同じ扱いするよと、こういうことでしょう。これはまさに強制以外の何物でもない。これはあつてはならないんじゃないでしょうか。町長の認識を伺います。

それから、私が一番心配しているのは、高齢者の方が、これ医者にかかるたびにマイナ保険証を持って歩く、マイナカードを持って歩く、こういうふうにならざるを得ないですよ。ある人は月曜日は眼科に行って、水曜日は整形外科に行って、土曜日は内科に行くとかいうことになったら、そのたびにマイナンバーカードを持って歩くんですよ、高齢者が。それで医療機関の窓口で、誰が見ているか分からないのに番号を押して、4桁の番号を押して、それで情報提供、確認を受けるわけですよ。これはまさに特殊詐欺の格好の餌食になると。

私、マイナカード自分ではつくりませんが、つくりたいという町民の方がいらっしゃったので、役場の窓口にお連れしたことがあります。そのときに、担当の方が、これは大事なものだからたんすの奥とかによくしまっておいてくださいねと、こういうふうに言っていましたよ。だってそうでしょう、このマイナカードには、年金情報、年金幾らもらえるか、振込先はどこなのか、そういう情報入っています。あと健康保険の情報も入っています。病歴は何で治療歴は何で、何の持病を持っていて何の薬使っているかと。所得税の情報も入っています。この人どういう収入があつて、どういう種類の収入があるのか。これ入っていますよ。

それから、雇用保険の情報も入っています。どこの会社に勤めていていつ辞めてと、こういう経歴も入っています。そういう大事なものだから、これ人に見られちゃ困るから、だからたんすの奥にしまっておいたほうがいいですよと、役場の窓口の職員の方、そういうふうの説明されていましたよ。

ところが、これ保険証として使えということになれば、お年寄りの皆さん、これ持って歩くんですよ。医者に行くたびに。こんな物騒なことないと思います。

町長、こういうことが今、強制されようとしているんですけども、この保険証にマイナンバーカードを連動させる、これはぜひやめるべきだというふうに思います。私だけじゃなくて、医療機関の関係者の皆さんとか日弁連のほうとか、いろんな方々がこれは反対だという声明も出してあります。まさに町民の暮らしを守るためには、これはやめさせる、こういう声を上げていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、認識を伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、一番悪いのは、国会でよく審議もせずに打ち切ったのが、私はそもそもの原因だと思っております。やはり、徹底的に国会で審議をしていただきたかったと思っております。

そして、このマイナンバーカードづくりは、本当に今9番議員が言った、強制的ではあつてはならないと思っております。それは同感であります。

あと、このマイナカードづくりは、今国が行って前に進めているところであります。反対も賛成者もいると思っております。たとえ、私1個人が反対しても国に届かないと思いますが、いろんな形で、9番議員みたいな方がいるということをお話はさせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 問題意識は持ってもらえたかなというふうに思います。実際、マイナ保険証が発行され

ると、それに統一されて紙の保険証がなくなるということになればどうということになるかというのは、もう一度研究し直して認識をしていただきたいなというふうに思います。

それで、賛成の方も反対の方もあるというお話がありましたので述べますけれども、JNNが6月4日に世論調査を行いました。72%の人がマイナンバーカードの活用に不安があると、こういうふうに回答しております。

同様に、朝日新聞が5月の末に世論調査を行って、保険証との一体化に55%の人が反対だと、こういう世論調査の結果だったということです。あの国会審議があまりにもずさんで、ずさんに合わせていろんな問題が一遍に、国会で何か審議というんですか、私は審議じゃないような気がするんですけども、国会に上げて、無理やりごり押しされる状況の中で、正しい情報がきちんと伝えられなかったというところはあると思うんですけども、それでも保険証との一体化については55%の人が反対だと、こういうふうに朝日新聞の世論調査ではなかったということでもあります。

やはり、高齢者の方が日常的に、週に3回医者に行く人はもう、バッグの中にいつも入れていますよ、マイナカード。そして、4桁の番号覚えづらい人はその隣にマイナカードのケースにでも4桁の番号書いているかもしれない。そういうのを年中持ち歩かなければならないような、そういう状況は、私はあってはならないというふうに思います。

ですから、ぜひ、もう一回私の言ったことを確認されて、やっぱりこれはまずいということであれば、やはりいろんな場所でそういう声上げていていただきたいなと、そういうふうに思うんですけども、最後伺います。

○議長（水野秀一君） 江田文男君。

○町長（江田文男君） 72%の、マイナカードには不安がある、あるいは世論調査では55%の調査で反対だということ、そしてまた、高齢者が4桁番号を持ち歩くことはあってはならないということは、本当にこの3点は、本当に私も厳しく受け止めております。私も答弁は下手ですので。ただ、考えは高齢者あるいは困った人を助けるのは、私は正しい政治家だと思っております。

なお、国が決めることでありますので、私も高齢者とか障害者とか、本当に困った人たちの声を上げていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） ここで、2時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時50分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、（2）ごみ出しが容易でない高齢者のために支援体制整備をの質問を許します。

9番、上野信直君。

[9番 上野信直君起立]

○9番(上野信直君) 高齢化の急速な進展、要支援・要介護者の増加、高齢者の単身世帯の増加などから、浅川町でも今後、ごみ出しが容易でなくなる高齢者が増加することは間違いないと思われます。現に、朝の散歩を日課にしている方で、独り暮らしの高齢者の方のごみを、玄関の外に出してあればごみ置き場まで持って行ってあげているという方もいらっしゃいます。

また、今でもごみ置き場まで持っていくのが大変だ、もっと年をとったらどうなるのかと不安を訴える方もいます。独り暮らしでごみが少なくなるかといえばそう単純でもなく、紙おむつなどで増えるケースもあります。現在は近所の方などの親切で補われていることが多いと思いますが、困っている方全員に対応できるよう、町として支援体制を確立すべき時期に来ていると思います。そこで3点伺います。

1点目です。現在、町などが行っている高齢者のごみ出し支援の状況はどうか伺います。

2点目です。今後、組織的に支援体制を確立していく考えはあるかどうか伺います。

3点目です。以前、独り暮らしの高齢者には、今の小の燃えるごみの袋でも大き過ぎる、それでさらに小さなものをつくってもらえるよう、施設組合に働きかけてほしいとお願いをしましたが、この燃えるごみの袋の小型化について、現在どうなっているのか、この際併せてお聞きをしたいと思います。

○議長(水野秀一君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) 1点目につきましては、現在の高齢者に対するごみ出し支援の状況といたしましては、要介護状態の方はヘルパーのサービスにてごみを出す場合があります。

また、近所の方の助け合いで搬出している場合や、本来の業務ではありませんが、地区の民生委員が搬出してくれる場合もございます。

2点目につきましては、基本的には町内に家族等がいれば、その方々に行っていただくことが原則になると考えます。しかし、近くに支援してくれる方がおらず、介護保険を申請するまでにはいかない方々に対しては、ごみ出し支援をはじめ買物代行や調理の手伝い、掃除、布団干しなどの支援に対して、利用者が応分を負担し、支援者が報酬を得る有償ボランティア等の仕組みづくりは必要であると考えております。昨年度から住民の意見を聞き、高齢者の困り事をちょっとした助け合いで支援できる有償ボランティアについて、包括支援センターと社会福祉協議会とで、今年度中の実施を目標に検討しているところです。

この有償ボランティアの仕組みづくりにおいては、募集だけでなく、支援する方の意識・意欲づくり、継続したサービス提供ができる仕組みづくりが必要であると考えております。

3点目につきましては、令和4年第3回定例会でも9番議員よりご質問いただきましたが、昨年度の燃料・電気料金等の高騰に伴い、施設組合において指定袋の変更について検討されたところですが、新たなサイズの導入には至っておりません。

今後も引き続き、このような声が寄せられていることにつきまして要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(水野秀一君) 9番、上野信直君。

○9番(上野信直君) 一つは、ヘルパーさんに頼んで介護保険で対応してもらおうという方法も、確かにあるんですけども、ただ、ごみ出しただだと20分以下で、これ対象にならないですね。これだけではね。だから、

なかなか難しい部分があります。基本的に一番のお答えとしては、町などが組織的に行っているごみ出し支援というのは特にないと。近所の方の助け合いとか、地域によっては民生委員さんがやってくれているところもあるという状況だということで、それはそれで理解をしました。

2点目ですが、肝腎な部分ですけれども、やはり町としても今後、この問題には取り組んでいかなければならないということで、一つの方向として有償ボランティアというものを導入する方向で検討していると。包括支援センターと社協とで今年度中に実施する方向で検討していると、こういうことであります。有償ボランティアであれば、頼む方も頼みやすいし、頼まれる方も多少は報酬が得られるし、ある意味責任を持たされるという部分があっけきつりいくのかなというふうには思うんですけれども、ただ、低所得者に対する配慮、これはぜひ考慮していただきたいなというふうに思います。

私がいろいろ調べたら、環境省でも高齢者のごみ出し支援制度の導入の手引きというのをつくっているんですね。全国各地の支援の制度の状況を調べて検討して、失敗例、成功例いろいろありますけれども、そういうものもありました。情報量がとても膨大で読み切れませんでしたけれども、そういうものもありますので、そういうのも参考にさせていただきたいなというふうに思います。

ついですが、令和3年、去年おとしの1月時点で、自治体がこの高齢者のごみ出し支援制度をつくっている、そういう自治体は全体の34.8%。もう3分の1の自治体が高齢者のごみ出し支援制度をつくっているんですね。そこまですべてですので、ぜひ低所得者に配慮をしながらこの有償ボランティアの制度、これを実現させていただきたいなというふうに思います。ちょっと、決意だけ伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 全く本当にそのとおりなんですけれども、低所得者に対する配慮、やはり本当に、町としては配慮しなければならない問題だと思っております。誰もが高所得者、あるいはお金を持っているわけありませんので、やはり困った人がいると思っております。本当にそういうことが配慮できるように、今後検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）大地震の際の避難所の明確化と防災訓練を行う考えはの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 全国的に大きな地震が続発をしております、首都圏でも大地震ではありませんけれども地震が頻繁に起こっているという状況で、何か3.11を思い出しざるを得ないような状況になっております。もし、大地震が発生した後、町民を助ける避難所、これについて私分らないところがありますので、3点伺います。

1点目ですが、水害・土砂災害のハザードマップには避難所の一覧が掲載されています。でも、地震の際の避難所はどうなっているのでしょうか。浅川町防災計画の第2部第7節の67ページには、異常現象の種類ごとに避難所を指定しておくというふうになっております。地震の指定避難所、こういうものはあるんですか。この点について伺います。

2点目です。地震の避難は水害と違って長期化する可能性があります。家が危険で戻れない、こういう人たちが長期間避難所に滞在せざるを得ない、そういう可能性もあります。それで、食事の提供とか避難者へのサポート、こういうものを町の職員とかボランティアなど、限られた人数で行うということを考えれば、避難所はメインの避難所である武道館、それとそれに隣接する新しく完成する中学校、ここら辺に集中して設けるべきではないかというふうに思います。あまりにもあちこちに置くと、食事を運んだり、要望を聞いたり何だりするのに時間がかかるし手間もかかる。そういうことがありますので、地震の指定避難所がまだ決まっていないということであれば、武道館、新中学校に私は集中したらどうかというふうに、素人ながら思いますので、お考えを伺います。

3点目です。町の防災計画では、町は県と連携を取りながら防災訓練を行うことになっています。訓練を行えば、計画の不備や穴が見つかってよりよい計画をつくることができます。そこで、大地震を想定した防災訓練を行う考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、地震の際も洪水時ハザードマップに掲載されている避難所を運用することとしております。

2点目につきましては、1点目で申し上げましたハザードマップに記載してある開放順に対応いたします。地震発生の際は、最優先で武道館を開放し、その後、状況に応じて備蓄品がある旧里小、山小校舎及び各体育館を開放することとしております。

おただしの浅川中学校新校舎の使用につきましては、学校運営を考慮しますと、夜間や休日に限られ、なおかつ中学校体育館を使用することを想定していることから、長期滞在は好ましくないため、開放優先度は低くなっております。

3点目につきましては、県主催の防災訓練を県中管内市町村持ち回りで毎年実施しておりましたが、コロナ禍により中止しており、今後再開となれば町として参加する考えでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 取りあえず、地震直後はハザードマップに示されたそれぞれの避難所で避難をしてもらうと。その後、必要があれば武道館等に集中して来てもらうと、こういう理解でよろしいですか。

それから、私前々から不安に思っているのは、その武道館とかに避難中の方が集まる、そうすると、中には小さい赤ん坊もいるし、高齢者の方もいるしということで、夜、みんなが静かに寝るということも、なかなかこれは難しいだろうという状況もあると思うんですね。そういうときに、私は隣の中学校の、例えばあまり使われなような教室なんかを、そういう方の、例えば夜泣いてしまう子供がいるとか、そういう方をそっちに移ってもらうとか、そういう使い方だつてできるんだろうというふうに思います。そういう大地震のときに、中学校が通常どおりの授業ができるというのが、私はちょっとあまり想像がつかないんですよ。そういう緊急事態ですので、そういう活用もやはり考えてみてはどうかというのは、これは提案として申し上げておきたいというふうに思います。

それから、地震の防災訓練なんですけれども、持ち回りでやっているということで、前は水防訓練やりましたよね、たしか。大雨が降ったときの対応の訓練です。地震に対する訓練というのもやるんですか、県で。伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 武道館に人がたくさん来た場合は、去年でしたか、仕切りも購入しておりますし、あと段ボールでできたベッドもございますので、ある程度の対応はできていると思っております。

それで、緊急時、今全く9番議員が言ったとおりです。本当に緊急時に、もし大きな災害があった場合は、中学校は当然開催はしていません。それは私も存じ上げております。

それで、今度、近々そういう会合がありますので、学校関係いろいろなお話をさせていただきたいと思っております。

後は担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足答弁させていただきます。

1点目ですが、先ほど町長、1回目の答弁でも答弁したとおりなんですけれども、災害になりますと現場がいろいろ混乱すると思います。我々は職員として、特に総務課は防災の係の主として、適切な判断、指示しなきゃいけないんですけれども、町長の指示を仰ぎながら。

議員さんおっしゃった、そのお年寄りの方や赤ちゃん、泣き声とかあると思うんですけれども、その場合は、うまい表現の仕方かどうか分かりませんが、ケース・バイ・ケースで対応したいと考えております。防災計画にのっとった避難所の設営が、当然これは正しいやり方かもしれないんですが、がちとしたルールでなく、そこは柔軟にケース・バイ・ケースで、保健センターの保健師の助言もいただきながら、万が一災害あったときにはそのように進めるつもりではあります。

それと、2点目の防災訓練なんですけれども、町長答弁したとおり、コロナ禍で県主催のは今のところやってはおりません。県中で、こおりやま広域圏で回してやっていたんですけれども、うちのほうは実は、浅川町は令和元年だったんです、5年前。こちらが本当は浅川町当番だったんですが、そのときには元年の水害で、たまたま延期でなくて中止になっちゃったんですね。次回回ってくるのは、先の話なんですけれども令和13年なんです。住民がほかに行って参加ということはないんですけれども、ある程度、消防団員にはほかのところに、ほかのところが開催地であっても一緒に行ってもらって、中身を分かってもらって、それを各消防団、6分団ありますけれども、住民の人に浸透していただければいいのかなと私的には思っています。ですので、県中はぐるっと回っていますので、次回はちょっと長い時間があります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 防災訓練はなかなか大規模な、町民を巻き込んだようなもので、なかなか町単独でやろうといたらこれは困難なので、やはり県の力を借りて一緒にやるというのが現実的なのかなというふうに思いますけれども、防災訓練は、町の防災計画にはいろいろ位置づけられているんですよね。原発事故が起きた場合に備えて防災訓練を行うという、こういうのもたしか町の防災訓練に位置づけられていましたよね。今ま

で一度もやったことありません。大地震の防災訓練も、私はちょっと記憶にないかなということでもありますので、私はやることにこしたことはないので、ぜひ県にも働きかけていただきたいというふうに思います。

それから、基本的に避難所の件については、ケース・バイ・ケースでということ、これは本当に状況を見て、杓子定規に、何でもかんでも山白石小学校の体育館だなんて、あそこら辺が危険な状況になっているのにそこだからなんていうわけにはいかない、本当に状況を見極めて適切にやっていただきたいというふうに思います。その際は、中学校の使用というのも視野に入れて取り組んでいただきたいというふうに思うんですけども、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

1点目につきましては、先ほど答弁したとおり、柔軟な対応を的確にしたいと思っております。

2点目ですが、県中の訓練は先の話になりますが、従来、浅川町、町と浅川町消防団主催の模擬火災訓練を行っておりました、毎年、秋に。これまたコロナで、今は実施していませんが、模擬火災訓練の場合は、各分団ごとに現場を設置してのシミュレーションでやっていましたが、そちらは強風で、火災が公共施設、集会所から火が出たとかとやっていますけれども、消防団長とも協議はしたいと思っておりますけれども、それに一つ加えて、大地震の場合、こういうのも一つ加味してシミュレーションで、次回行うならばそのようにしてもいいのかなと思っております。

あと職員なんですが、町職員は従来、シミュレーション、図上訓練というんですが、こちらは実施しております。定期的には実施しております。ただ、あくまでも図上なんで、実際本当に大地震来たときに初動がどうなるかあれですけども、訓練はやっています。引き続き、継続で実施する予定です。

以上です。

○9番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） 次に、（4）福島県統一保険料化で町の国保税が上がるのではないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） これまでに何度かお尋ねをした問題ですけれども、県は令和11年度に保険税水準の統一、これを行うとし、いよいよ今年度、令和6年度から11年度までの運営方針を策定します。

そこで、改めて以下6点について伺いたいと思います。

1点目です。保険税水準の統一というのは、1人当たりの保険料を県内どの市町村も同じにすることなのかどうか伺います。

2点目です。今年度の福島県の国保税は、1人当たり及び1世帯当たり幾らなのか伺います。

3点目です。浅川町の国保税は、様々な要因があつて県内でも低いほうだと思いますけれども、1人当たり及び1世帯当たり幾らなのか伺います。資料をもらって分かりましたけれども、通告したので伺います。

4点目です。県内でも低い浅川町の国保税は、令和11年度の統一化に向け、年々高くなることになるのかど

うか伺います。

5点目です。統一化という技術的理由のために、浅川町の国保の実態が何も変わらないのに、国保税が上がっていくなどということは、私は到底納得できません。現在、低い国保税が統一化のために上がってしまうことについて、現在、県ではどのような議論がなされているのか伺いたしたいと思います。

最後の6点目ですが、町長は統一化で、町の国保税が上がらないような取組をすべきではないかと思いますが、認識を伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、保険税水準の統一の基本的な考え方は、保険税負担の公平性の観点から、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、県内どの市町村でも同じ保険税負担となることでありますが、統一するには、市町村によって医療費水準や医療体制に差があることなどから、まだまだ課題が多くあると考えております。

2点目につきましては、令和5年度の県全体の標準保険料率は、1人当たり10万3,127円、1世帯当たり16万971円となっております。

3点目につきましては、浅川町においての令和5年度の保険税額は、1人当たり9万3,430円、1世帯当たり13万3,259円となりました。前年度と比べると、1人当たりでは419円の減額、1世帯当たりでは6,005円の減額となったところであります。

4点目につきましては、毎年度、県内統一した算定方法で、県から標準保険料率が示されます。県では、令和6年度から令和10年度までを、県統一保険料に向かう移行期間としております。令和11年度までは、あと6年ほどあり、その間、県では様々な検討がされるのではないかと考えております。今年度の町の保険税と比較すると、県標準保険料率は高い金額ですが、基金からの繰入れをし、保険料の高騰を抑えております。この基金の残高がなくなれば、必然的に高くなるのではないかと見込んでおります。

5点目につきましては、県と国保連、6市、6町村から選出された職員で構成されている福島県市町村国保運営安定化等連携会議において、県統一保険料率に向けた課題等を検討しております。その内容としては、医療費指数格差の問題、保険料収納率の差の問題、実施している保健事業や特定健診等の費用の問題、市町村の基金の在り方の問題など、保険税算定に係る項目について、どうやって差をなくしていくか検討がなされているところであります。

6点目につきましては、これまでも財政支援などについて、国や国会議員の陳情等で要望してきたところであります。

また、県国保連合会の理事にもなっておりますので、引き続き、様々な要望事項を他の市町村と連携しながら、継続して強く働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、国保税が県内でも比較的安い浅川町が統一保険料化になったら、恐らく高くなっていくんだというふうに思うんですけども、6年から10年にかけて、移行期間としていろいろ検討がなされるということで。この移行期間の間に徐々にこう上がっていくんだよという、そういう単純な話ではないということなんですか。その点、1点確認をしたいというふうに思います。

それから、やはり統一化ということのために、浅川町の国保の実態が、医者にかかっている状況とか健康づくりの状況とか、そういうものが何にも変わらないのに国保税が上がっていってしまうと、その水準に合わせるために。そういうことについては、町長もこれはあってはならないと、こういう認識ですか。改めて伺いたいというふうに思います。

それから、今、県のほうでは、その水準の統一化に向けて、各地の医療の施設の状況とか、あるいは健康づくりの状況とか、そういうものを見て、そして各市町村の国保税を納付額というんですか、県への納付額を決めていきたいと思いますという、そういう流れがあるんですか。その点、ちょっと確認させてもらいたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目と3点目は担当課より説明させていただきます。

2点目の国保税は上がってはならないと思っているのかについては、当然、上がってはいけないと思っております。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

まず1点目の、令和6年から10年にかけて徐々に上がっていくのかという点なんですけれども、県の考えでは、一応、議員さん考えるように徐々に上がって、11年度にはその標準に近づけていくというのが、今のところの県の考えです。

でも、それにはどうやって上げていくのかというので、3点目と関連するんですけれども、今はその標準保険料というのが町村ごとに示されますが、その示されている金額というのが、医療費の格差のその医療費のケースだとか、所得のシェアのケースとかが市町村ごとに計算されて、標準よりは下がって、市町村ごとに出されているのは県の標準税なんですけれども、それもまだ今のところ高いので、国保は基金を使って抑えているというのは現状なんですけれども、そういうケースが徐々に標準的に引き上げていくという部分で、6年度から10年度までに上がっていくというような県の考えでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） やっぱり、水準の統一化に向けて浅川町の国保税は上がっていくという、こういう話がありました。納得できる話ではないんですね。確かに、浅川は500万円投入して国保税を下げていますけれども、ほかの町村だって国保基金を取り崩して国保税の上げ幅を抑えるために使っている、こういう状況はどこでもあるわけですから、浅川町だけが500万円使っているから特に安くなっているんだという話ではないと思いますね。

ですから、やはりこれ、国保税がどんどん上がっていく、しかも水準の統一化ということで、そういう技術的な理由で上がる、これは私はやはり納得できないので、この点についてはよくよく議論を県のほうでもしていただきたいなど。特に、国保税が県内でも低い町村はどこでもそういうふうに思っていると思うんですよ。統一化によって上がってしまう、これおかしいと。高いところは安くなるんだからそれはいいでしょうけれども、低いところはたまったもんじゃありませんね。ですから、その点はよく議論をしていただきたいというふ

うに思います。

先ほど、最後に町長がおっしゃいましたけれども、国保税がやっぱり高いのは、国が国保に対してお金を出し渋っているからなんです。昔は、国保が始まった当初は、町の商店街の旦那衆がどんと稼ぎ頭がいて、そして国保を支えていたわけですよ、財政的に。でも、今町内の商店街なんて本当に寂れた状況で、そういう方ほとんどいない。加入者は現役世代はほとんどいなくて、退職した人らがメインで、病気にもなりがちで医療費がかかるような人らがいっぱい集まっている。お金がなくて病気になりやすい人らが集まっているのが国保になってしまったので、これはやはり国がきちんと手当をしないと、その人たちだけで国保、保険制度を守れなんて言ったら、これ無理な話なんです。ですから、そのことを踏まえて、強く国に、国保に対してもっとお金をきちんと出すようにということをお願いしたいなというふうに思うんですけども、認識を伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これ、国保税が上がるのは本当に、かなり日本全国多いと思っております。それで、やはり、今低所得の方が本当に、今後も困ると思っておりますので、国のほうに行くたびに要望はしていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（5）町が補助金を交付している団体から町が補助金を受けていることはないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 町の補助金に関してですね。ちょっと視点の違う2つ、質問をします。

1点目ですけども、町が補助金を交付している団体から町が補助金を受けているというような例はないでしょうか。伺いたいと思います。

2点目です。補助金の交付額は、その団体の構成員の数が大きな要素として決定されているというふうに思います。しかし、長年活動を続けていけば、構成員に変化が生じることはあります。人数が減って活動が弱まってきた団体については交付額を考え、人数が増えて活発になったところは増額するなど、実態に即した見直しを常に行う必要があるのではないのでしょうか。考えを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、例として、町社会福祉協議会が実施している共同募金事業の中に、共同募金の配分金を財源とする児童・青少年福祉活動助成金として、チャレンジ少年教室や町スポーツ少年団、町青少年育成町民会議へ交付しているケースがございます。

2点目につきましては、補助している関係団体の実態をよく確認しながら、今後の予算編成において精査してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町が社協に人件費として毎年五百万幾らでしたか、補助金を出しております。その補助金を出している団体が、浅川町の事業であるチャレンジ少年教室に補助金をくれていると。これは変な話ですよ。

浅川町の事業であれば、お金が足りなかったら町の予算で対応すればいいんですよ。社協が共同募金で集めたお金というのは、町の事業にではなくてそれ以外のところに使ってもらう、これが私は本当だというふうに思います。町のスポーツ少年団、これは町の組織ではありませんので、ないですよ。なので、社協がそこに補助金を出すというのは、これは問題ないというふうに思います。青少年の育成会議にお金を出している、これはちょっとびんどこないんですけども、これ、浅川町の機関ですね、青少年の育成会議というのはね。この機関に補助金を出しているというのもちょっとおかしな話なので、町に入ってくるお金は、これはお断りして、もっと別な団体に有効に使ってくださいというふうに言うのが筋だというふうに思いますが、そうなさいませうか。伺いたいと思います。

2点目は、よく確認をしてやりたいということなので。やはり町民の方からもありました。そういうふうに一生懸命やるようになった団体については、もっといっぱい出すようにしたらいいだろうという声があったので、そういうふうに対応していくということなので分かりました。1点目だけ伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町の青少年育成町民会議に補助金を出すのはおかしいということ、今後、来年度から様々精査して、使い道を考えていきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） それは社協の理事長としてのお答えですか。町長としてのお答えは、チャレンジ少年教室と、それから青少年の育成会議への補助は受けないようにしたいというのが、これが町長としての答弁だというふうに思うんですけども、そういう理解でよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 江田町長。

○町長（江田文男君） そのとおりでございます。

○9番（上野信直君） 分かりました。終わりです。

○議長（水野秀一君） 次に、（6）町長の退職金の算出方法と金額の妥当性についての認識を伺うの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 別に、町長に恨みがあって聞くわけではありません。私、歴代の町長、富永健哉町長、須藤一夫町長に全く同じ質問をしておりますので、今の町長にも伺いたいと思います。常勤特別職を代表して町長の退職金について伺いたいと思います。

町長の退職金については、町がお金を出していながら、幾ら支払われたかなどは予算書には一切載らず、議会に報告がなされたことも一度もありません。正確なところは、町民の方はもちろん、議員もほとんど分からないブラックボックスとなっております。公金に関して、ブラックボックスがあってはなりませんので、以下5点について伺います。

1点目ですが、町長の退職金の算出方法を伺います。

2点目ですが、現在の計算方法で4年間町長を務めた人がいたとしたら、もらえる退職金の額は幾らになるのか伺います。

3点目ですが、退職金の原資は何なのか伺います。

4点目です。議員は、厳しい世論の批判があつて、3期やったら年金がつくという議員年金の特例が廃止をされました。もちろん退職金というものも一切ありません。しかし、町長には4年の任期満了ごとに多額の退職金が支給されています。4年の勤務に見合う妥当な退職金なら誰でも理解すると思います。しかし、浅川町には一生勤めてもまともな退職金をもらえない町民が大勢いる中で、1期4年ごとに多額の退職金が支払われることについてどう思われるのか、町長の認識を伺います。

5点目です。町民から見ればうらやまし過ぎる現状について、減額できる方法があれば減らす考えはあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、福島県市町村総合事務組合の算定によりますが、退職日給料月額に在職月数や支給率を乗じて算定するものとなっております。

2点目につきましては、1点目の算式に当てはめると、1,746万4,320円となります。

3点目につきましては、構成市町村が福島県市町村総合事務組合へ支払う負担金が原資となっております。

4点目につきましては、福島県市町村総合事務組合の条例に基づいて適切に支給されているものと認識しております。

5点目につきましては、県内市町村により構成されている福島県市町村総合事務組合の条例に基づいて支給されるものであり、現時点では減額は考えておりません。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 福島県市町村総合事務組合という名前でしたか。そこで扱っていて、計算式は退職時の給料月額掛ける在職期間、こういう、何か計算式があるんでしょうね。それで計算するんだと。

2点目は1,746万何がしだったということで、私、これまで3回この質問をしてきたんですけども、それぞれの町長さんに。金額を正直に言ってくれたのは江田町長が初めてです。ありがとうございます。こういう金額なんです。

3番目、構成市町村が出す負担金でこれは支払われるんだということなんですけれども、構成市町村の負担金というと、浅川町の予算書に出てくる負担金、この事務組合に対する負担金、これですよね。これは全額公費ということですか。それとも町長が一部給料からその分を引かれている部分というのものもあるんですか。その点を伺いたいと思います。

条例に基づいて適切に支払われているということなんですけれども、この条例の名前を教えてください。

それから最後、減額する考えは今のところはないですよということでもありますので、それはそれで分かりました。取りあえず、今お尋ねをした2点ですね。全額公費なのか、それとも一部本人負担があるのか。それから、条例は何の条例なのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 副町長に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） それでは、制度的な部分につきまして、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

まず、原資に当たる部分でございますが、当然、浅川町としても負担金というような形で一定額、これは事務組合の負担率に基づいて計算して納付しております。

ただ、町長の退職金について、浅川町の負担金だけで負担されているということではなくて、答弁にありましたとおり構成市町村の負担金を一旦事務組合でプールをして、そのプールされた金額から各市町村の町長の退職金等が支払われているというようなつくりになってございます。

あとは、その条例の名称でございますけれども、市町村職員の退職手当に関する条例というふうになっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 原資は、構成市町村が出している負担金をプールしてということ、それであれなんですね、浅川町はもうここ何年か先まで退職者、定年退職者は恐らく出ないと思うんですけども、それでも負担金はやはり出し続けるというのは、そういう理由なんですね。分かりました。でも、基本的には全額公費だと、平たく言えばこういうふうに理解してよろしいですね。自己負担はないということですね。

それと、市町村の何とかに関する条例というのは、これはこの事務組合のほうの条例ですか。浅川町の条例ではなくて。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） すみません、ちょっと答弁が不足しておりまして申し訳ございません。

条例につきましては、福島県市町村総合事務組合の条例になります。町の条例ではございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 上野信直君。

○9番（上野信直君） 本題なんですけれども、やはり、4年間勤めて1,700万円以上の退職金、2期やれば三千何百万という話になるんですね。町長は、私はそれだけ仕事しているという自負は当然あると思うんですけども、ただ、町民の暮らしの実態からすれば、これはやはり私は考えるべきではないかなというふうには思うんです。

町長、町民の中でこれに匹敵するぐらいの、一生働いてですよ、この金額に匹敵するぐらいの退職金をもらえる職場は、浅川町にそうそうないと思いませんか。ほとんどの企業は、本当にお印程度の退職金が出ればいいぐらいの感じ、そういう状況の中で、4年ごとにこういうお金がもらえるというのは、これはやはり、私は町長の時代でぜひ、これ見直していただきたいなというふうに思うんですね。

それで、これにある意味、変則的に取り組んだ方が富永健哉町長で、あの方は自分の給料を50%しかもらっ

ていなかった。退職金も、最終月額の給料は50%だったんですね。ですから、それを基にすると退職金半額だったんです。そういう対応をされた町長さんもいらっしゃると思いますので、ぜひ、町民の実態を考えながら、この点についても、やはりもう一度考えていただければなというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、富永健哉さんのお話が出てきました。確かに50%やっておりました。それで、太田輪の自宅に行っていたのは、遊びに行っていたのは、私含め3名でございます。

その中で、私はいろいろお話をさせていただきました。そして、私にこう言いました。「福祉と教育はどんなことあっても衰退はさせちゃいけない」そして、私はその50%のお話もさせていただきました。「50%はしなくてもいい。満額もらって仕事を一生懸命なさい」というお言葉をいただきました。大変申し訳ありません。

それと、確かにこの1,746万、多いか少ないか、それは皆さんの判断でございます。実際には600万以上減額されます。それだけはお話はさせていただきたいと思います。

なお、これ私一人では決められませんので、どっちにしても、まずは石川管内かあるいは福島県、あるいは日本全国がこういう話がなければ進むことがないと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 上野信直君。

○9番（上野信直君） 町長、最後に600万円ぐらい引かれるとか、少なくなるとかと言ったけれども、それはどういう意味ですか。

○町長（江田文男君） これは税金です。税金で引かれます。すみません。

○9番（上野信直君） 終わります。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順9、10番、角田勝君、（2）町奨学金制度を貸与から給付に改める改善についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 表題のとおりであります。今、奨学金を返すのに四苦八苦している、特に大学生が多いんですけれども、全国的に問題になっておりまして、国もやっぱり、貸与から一部給付というふうな方向にもかじを取らなければならないという議論も出ています。そういう意味では、この世界の先進国で一番高い教育費、これはぜひ改めるべきだというふうに私どもは思っておりまして、私どもとしても国会に提案をしているという状況もあります。その基本はやはり、本当に経済的な理由で教育を受ける権利を憲法は保障しているわけですね。経済的な理由で教育を受けられないというようなことのないように、憲法はちゃんと保障しておるわけでありまして、そういうものから考えれば、やはりこの奨学金の制度を、貸与制度から給付に改める、そういうことが必要なのではないかと。

現在、就職はしたけれども暮らしが大変で、奨学金を返せないという、そういう状況が社会的な問題になってきております。そういうときに鑑みていまして、浅川町の奨学金制度も、ぜひこの際、貸与をまさに基本としておるわけでありまして、それから、基本はやはり給付に変えていく、そういう方向を目指すべきではない

のかということが一つであります。それは、取りあえず一部給付というようなことも考えたり、経済の状況によって半額とかというふうに返済を猶予していく、あるいは少なくしていくという、免除していくというようなことをこの制度の中でも検討をして実施することが必要であろうというふうに思います。

2つ目には、その一部免除の中には、町内に、町の奨学金を借りて戻った子供、学生、こういう方が町に戻って町の住民となって、そういう場合には一部返済を免除すると。あるいは経済の状況によっては全額免除するというぐらいの、そういうことも考えてみる必要があるのではないかと、考える必要があるのではないかと、いうふうに考えるのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育関係ですので、教育長に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

奨学金制度につきましては、町奨学金制度のほか、福島県をはじめ様々な団体において奨学金制度を設けております。現在の奨学金制度におきましては、貸付によるいわゆる貸与型のみではなく、給付金の支給や授業料・入学金の免除、減額など、返済不要のいわゆる給付型があります。

おただしの給付制度や一部返済免除制度につきましては、貴重なご意見として、今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 貴重なご意見ということではあります、そういう方向にかじを取っていく、そういう方向を目指していくという、そういう考えはないんですか。もちろん、奨学資金でも延滞利も14%以上取るといふようなことにもなっているし、連帯保証人も必要だといふようなことにもなっています。様々な、そういう縛りの中で返済をしていく、そういうことに対して、先ほども言いましたけれども、町に帰って町の発展のために尽くしていくんだという、そういう考えがある子供が、町からの奨学金の一部免除、こういうものも、私は今の時代考えていく必要があるだろうと思います。貴重な意見ということだけでなく、具体的にそういうことも検討をしていただきたいと、こういうふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 今、議員さんからありましたように、町内に戻った学生については、浅川町内で活躍をしていただくわけですので、一部免除と、そういうご意見もとてもだと思います。検討させていただきます。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ぜひ来年度に向けて前進するように、検討をしていただきたいと思います。

そこでお伺いするんですが、今、浅川町では、この浅川町のほかの奨学金については把握していないと思うんですが、浅川町の奨学金を、今年度は1人だということを知りましたけれども、現在まで何人受けて、今返済中の人何人、返済が終わった人何人というふうな、そういう数字が分かればお伺いしたいと思います。

そして、今滞納になっている人とか、あるいは猶予している人、そういう方などもいるのかどうかもお伺い

したいと思います。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

浅川町奨学資金につきましては、返還終了者が61名、返還中の方が13名、現在貸付け中の方が2名ということで、総トータル76名に貸付けを行っているという状況になっております。現在、貸付け未納の方もございます。そういったところも含めまして、こちらのほうで貸付金の返済についてお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、浅川町の場合には現在76人という方々が、特にその中で大部分が、61人の方々が返還しているというふうな状況だということで、分かりました。

ただ、滞納とあるいは猶予、こういう方についてはちょっと私、分からなかったんですけども、そういう方は現在いらっしゃらないんですか。経済的にやっぱり大変だという、そういう中での猶予を求めたり、あるいは、制度の中でも事情があれば猶予するというようなこともありますし、本人が病気になった場合、あるいは何々の場合には全額免除するというふうな制度にもなっておりますが、そういう該当者はいなかったのでしょうか。

また、現在はどうなっているのでありますか。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

滞納という言葉を使ってしまっておりましたが、制度の中で猶予、それから免除という形で書面上できちんとした形の対応を取っている方につきましてはおりません。返済が遅れているというような言葉が正しいかと思えます。そのような状態の方は数名いるというような状況になってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 終わりますけれども、やはり、国もそういう方向を打ち出しているということは、やはりこの今の状況の中で、奨学資金を借りたけれどもその返済に大変なんだという、そういう実態が国全体を覆っているんですね。浅川町も例外ではないと思います。ただやっぱり、約束したことだから返さなくてはならないと、こういうふうにも本人も、連帯保証人もいるしというようなことも考えて、返済をしているんだと思います。

ぜひ、先ほどに戻りますけれども、一部免除や猶予、こういうものについても十分その意を酌んで承知すべきだということを要望して終わりたいと思います。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）広報「浅川」を活用して町民に役立つよう工夫して下さいの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番(角田 勝君) 広報「浅川」というふうに私書きましたけれども、特にこれは通告の中でありますように、防災無線のことに絞ってお伺いしているわけであります。防災広報「浅川」というこの放送の内容、これについて書きましたけれども、いわゆる1日2回、「火の用心をお願いします、火災はちょっとした油断で」という、そういう放送が1日2回あります。いつからだったのかな、定時放送が入りまして、夕方の7時45分、その時間に定時放送が入って、町の公的な行事や何かについての案内、その他放送しております。あるいは子供のお帰りの時間ということで放送しておりますが、書きましたけれども、この下校の時間や定時放送は、やはり町民にも待たれている好評な放送であります。

ただ、防災無線でありますから、一定の制約はあると思うんであります。やはり1日2回、同じことを繰り返すだけではなくて、もっとやはり工夫する必要があるだろうと私は思います。その一つはやはり、工夫して定時放送になったんだと思うんですけども、防災であればまた、私は防災放送の中で「大雨警報が発令されました」とか、あるいは「台風が近づいて」云々とか、あるいは様々なそういう防災のための情報も流す必要があるだろうと思うんです。ついこの間、大雨警報が、注意報がありましたけれども、そのような情報は専らテレビでは分かるんですけども、広報「浅川」では流れてこないと。

ぜひ、そういう防災につながる放送、あるいは浅川町の工事なんかによる交通規制、あるいは、例えば今年から自転車に乗った場合にはヘルメットをかぶる、そのことが奨励されております。そういうことについて、あの放送の中で町民にお知らせをすると同時に注意を喚起していくということは、私は防災広報「浅川」の無線の役割だと思うんです。そういうことをぜひ放送していただきたいというふうに思います。

その点で、この防災無線の放送をやる、その責任というか、そこは総務課長も言いましたけれども総務課なのだとおっしゃいました。

○議長(水野秀一君) 角田議員、この趣旨の質問とちょっとずれている。花火のことを言っているような面もあるんで、趣旨に沿った質問をお願いいたします。

○10番(角田 勝君) これ、前段にあるでしょう、これ。

○議長(水野秀一君) 質問通告の中身に沿った質問をお願いいたします。

○10番(角田 勝君) そういうことあります。それからやっぱり、この花火の問題ですね。これでは、やはりぜひ、浅川町は花火の町だということでもありますけれども、時として朝早く花火が鳴って、町民の誰もが「今日は何の花火なんだろう」とこういうふうに思うような、そういう驚きなんかもあります。これらも工夫して、ぜひ事前に申請してもらおうとか、様々な方法を工夫してやっていただきたいと、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(水野秀一君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) お答えいたします。

町防災行政無線につきましては、防災及び行政に関する放送を主としております。町の式典において、花火を上げる際は、事前に定時放送で流しておりますが、個人の花火につきましては基本的に対応はしておりません。放送があまりにも数多く混在しますと、本来の防災行政無線の趣旨からかけ離れますので、一定程度固定した対応が必要であると考えております。

○議長(水野秀一君) 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私は前段でいろんな例を挙げましたけれども、それは何も、全てをやれというのではなくて、防災につながる、例えば大雨の注意報とか大風が来るとか台風が来るとか、こういうことについては、この防災無線がやるのが当然ではないんですか。私はそう思うんですね。1億以上のお金を投資している防災無線を活用するというのは、私は必要だと思うんです。ですから、例えば2回やるところ1回はそういう工夫をして考えていくとか、そういうことはできないんですか。これとりわけ総務課長、責任であるようでありますから伺いたいたのですが、どのような仕組みでこの放送の内容をしているのかということ伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これも花火の合図、花火の放送、これ8番議員、9番議員、そしてまた何人かの議員からも指摘がありまして、今、花火の放送は個人以外はしております。

そしてまた、大雨あるいは猿とかそういう……。

〔「霜注意報」の声あり〕

○町長（江田文男君） 霜注意報とか、そういう詐欺事件とかに関しては、様々な放送はしているつもりであります。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いや、私が言っているのは、1日2回、その火の用心の同じことを言っているわけでしょう。だからせめてそのうちの1回とか、あるいはその間でもいいと思うんですけれども、例えば先ほど、繰り返すようなんですけれども、大雨警報の問題とか、コロナの、交通のヘルメットの問題も出しましたけれどもね、そういう条例や国の考え方が変わって防災につながる、そういう趣旨の場合にはやはり放送があつてしかるべきじゃないんですかと思うんですが。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

私も4月から担当になりました。実は、総務課も定期的にミーティングを実施しております。その中の一つの議題として、この町防災無線の流す回数、こちらが大変議論になりました。数えますと、朝6時のチャイムから夜9時のグリーンスリーブスまで、定時放送含めれば1日9回放送なっているんですね。

あくまでも、議員さんもおっしゃるとおり、町防災行政の趣旨からいきますと、若干外れているところもありますし、ただ、平時なのでそのような使い方もしていますが、こちらの考えとしまして、あまり流していると、皆さんが何だろうと聞く耳持たなくなるような気もするんです。

実は、今回一般質問も出まして、総務課でこの中身を少し変えようかという話はしています、実は4月から。今回、たまたま一般質問で出たものですから、やはり決定的にこれは直したほうがいいんじゃないかということ結論づけるつもりはしています。

まず、定時放送なんですけど、定時放送は私、昔担当していましたが、平成13年からやっています。22年間やっております。それと、警報時の発令の際の防災無線ですが、その都度警報発令では流してはいないんですが、台風が通過する際にはその都度流してはおります。台風のときには流してはおります。単発で流してはおります。

それと、確かに防災無線なので、町民の生命と財産を守らなきゃならないときには流すように当然しております。今までワンパターンでは来ていましたけれども、今後は今回の質問を機に改善したいと思っております。今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上です。

○10番（角田 勝君） 了解。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（水野秀一君） 次に、（4）町文書配布のムダを省くことについての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） これは全く、ある町民から出たことでありまして、この通告に書かれているとおりであります。こういうことが各戸に配らなくてもよいのではないのかと。これは定時放送で職員の採用のことなんかはやっておりますし、そういうことが繰り返されているので、各戸に対してこういうことを流さなくてもよいのではないのかという町民の声がありました。

これに類するようなことが前にもあったかと私は記憶するんですけども、ぜひ、この無駄を省いていくという点で、十分な、各戸に戸一戸配る、そういうものについては吟味をしていただきたいということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

町職員の募集に際しては、例年、町広報紙、回覧板、町ホームページ、各学校等の周知及び合同説明会の参加など、様々な方法で周知しておりますが、応募者がゼロで採用できなかった年もありました。優秀な人材の確保は町政運営の基盤であると認識しており、特に今年度は、町民の方々の周知に力を入れ、より多くの方に応募していただきたいと思い、全戸配布させていただきました。

なお、今後は周知方法のさらなる方法を検討してまいりたいと考えております。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（5）農業を守る観点でトラクターなどの農機具が使われなくなった場合に町があっせん事業をの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） これは今、先ほどにも質問の中にもありましたが、農業を継続していく、守っていく、ということが日本国中で大変大きな問題になっております。あのウクライナでの戦争以来、世界的な食糧難の時代がやってくるのではないかという、もう既にやってきたということが言われています。

とりわけ、酪農など畜産業はもう大変な状況であります。そういうことも含めて、農業を守るという観点で1つの提案をして検討をしていただきたいと思うんであります。それは、昨日、説明にも、総務課長からも

ありましたけれども、今年もトラクターを盗難に遭った人がおりました。農機具は今、農薬も肥料もそうですけども、とりわけ農機具は何百万という、そういう高額に上るんです。ちょっとした刈り機や機械でも何十万というふうになっております。こういう農機具は、後継ぎがいなくなってしまうたり、あるいはできなくなってしまうという、そういう場合に、農機具が使えるのに邪魔になってしまうというような状況が生まれてきているんです。

ついつい農機具を古物商に売ってしまったというようなことも聞きました。つい先日も、千葉県の方から2トントラックで農機具のあれはありませんかということで来て、私はないと言ったんですけども、その辺にあった鉄くずをもちろん無償でやりながら、状況なんかもいろいろ聞きましたけれども、本当に今、農機具が買いたたかれているというのが状況なんです。こういうことをなくして、意欲的にやっぱり農業をやっていくんだという人に使える農機具をあっせんする、こういう制度というんですか、仕組みというんですか、そういうものをつくって、町が中に入ってJAなどとも協力をして、そういう農機具の登録というんですか、そういうことをお願いしながら農業を守っていくということをやってはどうかというふうに思うんです。

1台、コンバインなんかならば、もう何百万どころか1,000万もするようなそういう機械までありますけれども、大なり小なり、そういうものを検討していつかはどうか。いわゆる、町が農協と一緒にそのあっせんをして、農機具の有効利用、こういうものを進めてほしいということでもあります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

幾つかの自治体において、使わなくなった農機具等を譲りたい方と譲られたい方とのマッチング事業が行われていることは存じております。現在のところ、本町においては、農業を辞めたいので誰かに譲りたい、要らないのなら譲られたいなどの相談は特にございません。

各自治体においても、まだ始まったばかりのところが多いようですので、それらの自治体の事業の運用状況を見ながら、関係機関などとも協議していきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ぜひ、近くには、新聞にもちょっと載りましたけれども、鮫川村が始まったということも載っております。本当に農機具は高いんですね。1年に3日か4日か仕事やって、あとはお蔵入りなんです。ですから傷むのも早いんですね。エンジンを定期的にやっぱり回して、油をひいておくなんていうことはなかなかできないので、そういう意味での、やはり農業を守るという観点も私はあると思います。ぜひ、今町長が言われましたように、十分他町村の実施した例を参考にしながら。

これはやはり農協も一役買わなくちゃならないと私は思っているんです。農協は農民の組織なんだけれども、何かちょっとこうかけ離れたところが出てきているように思いますんで、その辺も一つ含めながら、今町長が言われるように、ぜひ実施した市町村なんかを研究をして検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（6）町行政区の統合などの改善についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 最後の質問であります。

町行政区の統合などの改善についてということであります。ご存じのように、行政区の制度ができたのは、定かではありませんが、もうずっと以前からでありまして、様々な町からの文書や、あるいは町からの相談、あるいは町と一緒にその地域の発展のためにも、その役割を先頭になって果たしていくという、そのために町も報酬を出しているわけでありまして、そういう行政区の状況がもうご存じのように、非常に偏った形になっております。

ここにも書きましたけれども、多い行政区はもう何百人も超える、この浅川町の3分の1ぐらいの世帯を受け持っている行政区もあれば、20軒あるいは二十何軒、そういう行政区もございます。行政区はそれぞれ歴史的なものがありまして、その行政区が昔から持っている道具や様々なものもあるわけでありまして、一概にはぱっさぱっさ切ってしまうようなことはできないんですけれども、この現状をやっぴり見直しをして、将来を見据えたそういう適正な見直しを今すべきときではないのかなと、こういうふうに思うんでありますが、お伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

このおただしにつきましては、非常にデリケートな部分であり、行政区によっては長年の懸案事項となっているとも聞いております。現在、26の行政区がありますが、ご存じのとおり、荒町行政区が一番多い約480世帯、そして一番少ない松野入行政区が14世帯と、極端になっているのが現状です。

今後、もし再編するならばどのようにするのが理想か、町が一方向的に再編を押し進めるのはいかかなものかと思っております。

議員さんのおっしゃるとおり、地域の様々なつながりや歴史のことを鑑みれば、慎重に事を進めなければならないと考えております。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長の言うとおりの、私も質問の中で言いましたけれども、本当に歴史的に何十年となくこういう形でやってきていると。そして報酬は基本給と1戸当たり幾らというふうに、公金も支出しているわけですね。ですから、さらにこういう声もあるんです。ざっくりばらん話ですが、町がスポーツ大会なんかを行政区単位で対抗の試合をやるというようなときも、20人の区で1つのチームをつくってやるというのもちよっと困難な状況で、いつも優勝するのはどこどこだ。行ったってしょうがないよと。こういう声も出ていますし、様々な、町長が言うデリケートな問題だというのは私も承知であります。

しかし、こういう状態が未来永劫続く、あるいはよいんだという人は、私はいないと思うんですね。これはやっぱり、町長の言うとおりの、何回も何回も地元との話合いや関係者との協議、様々なことをやりながらも適正な規模への統合なども、私は今やるべき仕事の一つだと。これはやっぱり町がそういう意味で問題提起をして、関係者とじっくり話合いをしたり座談会をしたり、様々なやはり時間をかけてやっていく、そういうことが私はやらなければならない仕事ではないのかなと、こういうふうに思いますので、ぜひ、庁内でもこの際検討をして、例えば庁内での検討をまずいろいろ、職員の英知を集めてもらう、あるいはその後は行政区長会と

何回もの話し合いをする、あるいは統合が予想されるようなそういうところはまた数多くやると、こういう状況が私は必要だと思うんです。

ですから、ある区は、もううちのほうの区は2つぐらいに割ってやればいいんだと。あるいは消防と一緒にやっているそういう地域では1つになって、分団のような形でやればいいのではないのかなという地元の声さえ出ているんですね。とりわけ若い人が、この行政区長をもう2回やった、3回やったという人まで出ているんです。これは、会社のいろいろな都合で制約を受けたり休まなければならないときもあると、こういうふうなことで大変な重荷になっているということも聞きます。

ぜひ、そういうことを様々な形で検討を加えて、そして町は適正な規模なり統合なり、様々な状況を見直していただきたいと重ねてお願いしたいのでありますが、再度、町長、ご答弁をいただきます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に大変な、貴重な意見ありがとうございます。

そして、先ほどスポーツ大会のお話が出ましたが、先週スポーツ大会ありまして、やはり参加チームが少なくなっております。というのは、もう1つの行政区で1チームができないところがあります。やはり、そういうスポーツ大会においても、今後、連合チームでやるとか、様々な検討が必要かなと思っております。

なお、この行政区においてもいい方向で前進したいと思っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○10番（角田 勝君） 了解。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○10番（角田 勝君） 了解。

○議長（水野秀一君） 以上で一般質問は終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 4時20分